

第八十七回国会 参議院大蔵委員会 會議録第八号

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)

午後一時三十三分開会

委員の異動

三月二十日

渡辺 武君

三月二十二日

上田耕一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

国務大臣

政府委員

大蔵大臣

金子 一平君

経済企画庁物価

坂井 清志君

大蔵政務次官

中村 太郎君

大蔵省主計局次

加藤 隆司君

大蔵省主税局長

高橋 元君

大蔵省証券局長

渡辺 豊樹君

大蔵省国際金融

宮崎 知雄君

国税庁次長

米山 武政君

国税庁間税部長

矢島錦一郎君

事務局側

伊藤 保君

説明員

横溝 雅夫君

経済企画庁調査

佐藤 和男君

国土庁土地局土

竹中 浩治君

厚生省保険局医

山本 治君

厚生省保険局歯

箕輪 哲君

科医療管理官

木内 啓介君

資源エネルギー

長 哲君

建設省計画局宅

地企画室長

補欠として上田耕一郎君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○竹田四郎君 大臣がお見えになりませんから、中村政務次官に大臣をひとつ代理していただいて御答弁をいただきたいというふうに思います。

最近、税金が不公平であるとか不公平であるとかいうようなことが盛んに言われているわけでありますけれども、公正な税金というのは一体どういうふうにかかっているのか、御答弁をいただきたいと思います。――政務次官に聞いているわけで、局長に聞いているわけじゃございません。

○政府委員(中村太郎君) お答えをいたしたいと思えます。

いわゆる不公平税制というふうな場合におきましては、論者によっていろいろな御意見があるようにございまして、税制調査会の中期的答申などにおきましても、概念を明確にする必要があるとされておるところであります。

税負担の公平確保に当たりましては、特定の政策目的のために公平その他の税制の基本原則が犠牲にされている特別措置のうち、政策税制として政策目的の薄れたもの、あるいは政策効果の期待できないもの等を対象といたしまして、その整理合理化を推進することが最も妥当であるという考え方が示されておるわけでございます。

したがって、政策税制とは基本的に性格の異なるもの、たとえば配当課税制度、法人の受取配当金益金不納入制度、法人税、所得税の負担を調整する仕組みとして設けられているものや、各種引当金等、所得計算の合理化に仕組みとして設

けられているもの等につきましては、不公平税制の範囲に含めるのは適当でないというふうに考えられておるわけであります。

○竹田四郎君 わかりました。

中村政務次官は山梨県の御出身でございます。山梨県にも大変たくさんの中小企業がありであらうというふうに思いますが、私が山梨県のあなたを支持する有権者というふうにいたします。――う、あなたは山梨県でございまして、ひとつ中村先生、私は有権者の立場でお聞きします。

今度、何か産業転換設備等を取った場合の法人税額の特別控除という法律ができるのでありますけれども、実は私もこれを読んで――私は中小企業者です、議員じゃございませんから、いま立場は、読んでいただければ、よくわからないんです、中村先生、これ私にわかるようにひとつ読んでください。

すみませんが、ここからここまで結構ですから、私にわかるようにひとつ読んでください。――いや、だめだめ……。

○政府委員(高橋元君) 朗読でございますから、私からやらさせていただきます。

○竹田四郎君 だめだめ。それは中村さんに、ぼくは中村さんを指定しているんですから。あなたは国会議員じゃございませんから、山梨県の出身の参議院議員じゃございませんので、私はいま山梨県出身の参議院議員の大蔵政務次官にお尋ねしているわけでございまして、主税局長に尋ねているわけではございません、ひとつその文章を、何にも知らないで真つ黒けになって仕事をしております山梨県の竹田という中小企業のおやじにわかるように読んでください。

○政府委員(中村太郎君) それではわかるようにゆっくりに読んでいただきます。

(産業転換設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「産業転換設備等」という。)を取得し、又は産業転換設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(特定不況産業安定臨時措置法第二条第一項各号に掲げる業種(以下この項において「構造不況業種」という。)以外の業種に属する事業の用に供した場合に限る。)には、……

○竹田四郎君 もういいです。結構です。

率直に言つて私も税金のことは——もう今度はあなたの有権者じゃございませんので、普通の大蔵委員の竹田四郎で質問いたしますけれども、これ読んで、一回読んでわかりますか。これ政務次官にお聞きするんですが、私はわからぬですよ、一回読んで。率直に言つて、私はこれ色鉛筆でいろいろ塗つたり、ここからの括弧はこまごまだというところをいろいろやつて読んでもなかなかわからぬ。中には括弧をくくるところを間違えたりしまして、しまいの方へいきますと、何とか政令で定めるものと、こういうふうに書いてあつて、具体的内容はわからぬ。

そこで私去年ヨーロッパへ行きまして、ヨーロッパでも不公平な税金とかあるのは不公平な税金ということが、それを直すということが盛んに言われております。

〔委員長退席、理事藤田正明君着席〕
で、西ドイツの国税の労働組合が不公平税制の是正ということを一番熱心に行つていっていることとそこで、税金の公正とか公平というのは一体ど

ういうことなのかと聞きましてたらね、第一に言つたことは、だれが読んでもわかる税法だ、これがまず公正な税金の、税法の第一要件だ、こういふふうに行つておりました。これも率直に言つていまの、今度の産業転換設備等を取つた場合の法人税額の特別控除というの、要するに余り税法を知らない人たちがこれの対象になっていることはもう御承知のとおりであります。

ところが、これ読んで全然頭に入らぬですよ。これ頭に入るのは主税局長と税制一課長とか、まあそういう大蔵省のその方面の人たちだけだ。私は思うんです。ほかの人というのはこれ一回読んだつて全然わからぬし、何のことが書いてあるかわかるでしようけれども、大臣やつた御経験あるからわかるでしようけれども、ほかの人は私はわからぬと思うんですよ。やつぱりこういうあり方というのがこれ理解ができません、まして、中小企業などという、そういう人たちは読んでわからぬと思うんですよ。だから、わかる人に説明を受けなければ、だから大蔵大臣、なぜこんなむずかしい税法をつくらにやならぬですか。これは結局お役人が取りやすいような税金であつて、国民に協力してもらおうというふうな姿勢はちつともこの中に入つてないやうに思う。大蔵大臣、その括弧の、この括弧はどこまで、この括弧はどこまで、この文章を読んで、わかればそれは大蔵大臣も大変な、主税局長おやりになつた方でありまして、これはおわかりになるやうに思うんですよ。すけれども、普通の人これではわかりません、内容が。その自信ありますか。普通の中小企業のおやじなり一般国民がこの税法を読んで、この税法はこうなつていふやうなことがわかりますか。わからない税法を幾らやつたつてこれは協力できるはずないですよ。特に租税はそれがひどいですよね。どうですか、これは。

○国務大臣(金子一平君) 確かに、最近だんだんと税法が微に入り細にわたつて細かい決め方をしておるものですから、私も法案を読んでもなかなかいまい御指摘のとおり何を言つていいのかよくわからないことが多くなりました。で、第三章で税法が片づけられるやうな性格のもので、これは大変私も幸せだと思つてございまして、とにかく森羅万象あらゆる事態に当たつても対処できるやうな規定の仕方をしていふやうに思つて、ずいぶんやはりわかりにくい書き方をしなさいやいかぬ場合が多いことは私も率直に認めざるを得ないと思つてございまして。まあそういうことを、いまお話しございましたやうな、町の中小企業の皆さんにもおわかりいただけるやうに説明するために第一線の職員もずいぶん苦労いたしておりますし、また青色申告会や法人会というやうな関係の各種団体にもいろいろお願いをして税理士会その他も動員して納税者に対する説明には全力を挙げておるやうな次第でございまして、特殊、異例の場合を規定しないとなつたりや、これが問題になるものですか、あらゆる場合を想定した書き方をするものですか、そういうむずかしい規定になることはひとつお許しをいただきたいと思つてございまして。

○竹田四郎君 今度は主税局長に聞きますが、主税局長答えてくださいよ。

括弧の中に括弧があるんですよ。こんな方法をとらなくとも、たとえば一つの括弧なら大きなかぎ括弧、箱括弧にするとか、そういうことも私は一つの読みやすくなるあり方だと思つて、私どもも昔算術のときにはいろいろ、こんな括弧やこんな括弧や、まあいろんな括弧でくくることを勉強したんですよ。同じ括弧でくくるといふのは税法だけなんですよ。だから、上の括弧が果たしてどこまでかかっているのか、どこがどの括弧の終わりのかというところが全然わからないんですよ。あなたなんかもこれで飯食つていられるのか、わかぬのが当然でありましようけれども、ほかの人は私はわからぬと思つて、これは内閣法制局にも関係あることだと思つて、これは

しかし、税金というのはやらざるやうなやり方で、極端な言葉で言えばやらざるやうなやり方ですね。まあ租特の中には少しは恩恵を施して税金をまけてやるということも多いんですけど、しかしやらざるやうなやり方、これは大体だれが読んでも内容がつかぬやうな書き方ですね、これは工夫する必要があると思つて、とにかく、取る方が都合がいいという、自分たちさきえわかつていけばおまえらはわからぬでもいんだと、金さえ出せば、必要な金だけはおれが持つていつてやるからというやり方では、今後の税金に対する国民の協力を得ようとしたつて私はできないと思つて、今度のこの税法も、後で内容に入りますけれども、非常に重要な法律、税法の一つだと思つて、それが読んで頭が痛くなるやうな——私もおととい私のところへ来た中小企業者にこれを讀ませました。半分読んだら頭が痛くなつて投げ出しました。それじゃいけないんじゃないですか。あなたたちは当然税金を取るんですよ、それは取る方の正しさも必要でありますけれども、取られる方の国民が税法を読んで大体、それは細かいところまではいろいろあるでしよう、大体はわかるやうな税法にしてくれないと、括弧の中に括弧がまたあつて、その中にまた括弧があると、これじゃ何が何だかわからぬじゃないですか、これはどうなんですか、これからもこういうやり方を続けるつもりですか。これは主税局長考えてください。

○政府委員(高橋元君) 仰せのように、税法は現在申告納税をたてまゝにしておりまして、納税者の方々が法律の条文に従ひまして申告を適正にしていだくというところが税務の根幹であります。ただいま御指摘のやうに、確かに措置法の条文は二重括弧等かなり用いております。私も、わかりよくいたしてまいりますために、法制局の法令審査の際にもいろいろ工夫をお願いして、たとえば表にできるものは表にしていだ

くというような形もやっておるわけでございますが、所得税法、法人税法のように二重括弧がないという配慮を極力いたしておるものに比べまして、措置法は、まあ内容が非常に込み入っておりますので、他の法令に関連して税法の特例措置を設けているものがあります等、まあ非常に表現がわかりにくくなっておりますことは非常に恐縮に存じております。今後とも、申告納税のたてまえでございいますから、できるだけ簡明な条文にいたしたいというふうに思います。

もちろん、私的なさまざまな経済活動を税法の条文に当てはめていくわけでございますから、大臣からのお答えがありましたように、ややそこは厳格な書き方は必要ではございますけれども、法令形式の許す範囲でそういうことを工夫してまいりたいと、できるだけ納税者の方々にわかりやすい表現にいたしたいというふうに存じます。

なお、その改正税法が国会を御審議を経まして成立しました際には、私も国税庁を通じてまして、改正税法のあらましというかなり詳細なパンフレットをつくりまして、できる限り国税庁から広い範囲の納税者なり納税団体の方に御参考にお配りをいたしておりますが、それはそれといたしまして、法文そのものにつきましてもさらに工夫改善を加えていきたいというふうに思います。

○竹田四郎君 大蔵大臣ね、それは主税局なり国税庁が、あるいは中小企業庁が解説書を出してやってくことは、これは一つのサービスとして私は善意は信じますよ。信ずるけれども、税法読んだら大体わかる、それが私は基本だと思ひますよ。それが、読んでもわからぬような税法をやつて、それであつとつ注釈をいろいろあつちこつちの役所から出すからいいんだという、そういう考え方は私は誤りだと思ひますよ。あくまで税法読んだら大体わかる。細かい部分についてはいろいろありますよ。こどもたえは政令で業種を定めるといふのですが、その業種が一体どっちへ入るか、こちへ入るかといふのは、社会経済の発展で必ずしもその業種といふのが一つの線で

びしと割り切れないような場合もありますから、そういう点はいいにしても、とにかく頭の痛くなるような税法では、私はこれは国民が税金を納付するのに協力するということにはなりませんので、大蔵大臣、これはいま主税局長もそう言うたから、私は大体その御答弁は一応了とします。が、同じ括弧にしたつて、括弧のあり方を変えたつていいんじゃないですか、これ。辞書だつて凡例にいろいろありますわ。法律にしてもそういうやつぱり一つの括弧の、こういう場合にはこういう括弧を使う、こういう場合にはこういう括弧を使うというふうにあるだろうと思ひますね。そういうふうに変えたつていいわけですか。いま世の中、色でさえいろいろなもの、交通機関なんかは、どこどこ行きは青い電車、どこどこ行きは緑の電車、どこどこ行きは赤い電車というふうに分けていた時代なんですよ。だから法文を一つ色で分けるわけにはいかぬでしょうけれども、形の上で括弧の形を変えようとか、

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕

あるいは何か次に、本で言へば注というふうなものにつけ方ですね、こういうものがあつてもいいと思ひますよ。

揮発油税法にしてもそうですよ。揮発油税法読んだつて、ちつともいまの実際の揮発油税がキロリッター幾ら取られるかわからぬわけですよ。少し税金知つてゐる人は、これが措置法にあるから、措置法の方を見ればわかるわけだ。私なんか初めのころはわからぬから、一生懸命揮発油税法読んだ。違ひじゃないか、政府の言つてゐるの、どこにあるんだということになるんですよ。これなんかもきつめて私は不親切なやり方だと思ひますね。揮発油税法に、これは措置法の何条参照ということになれば、そこを見ればそれはわかるわけですよ。だから取る方のことばかり考へて、取られる方の人の立場といふのをもう少し考へた書き方あるいは税法全体のまとめ方、これをしないとうまくいかなんじやないですか。これは早急に改めてもらいたいと思ひます。

ね、大蔵大臣に再度答弁を要求します。

○国務大臣(金子一平君) 御指摘の点は私も全くそのとおりだと思ひます。素人でも理解し納得できるような法文の書き方にするのが本来でございます。まして、特に多数の納税者を相手の申告納税の制度で現在の税法でできておりますから、いろんな関係で特に措置法の書き方が大変むずかしいなつてゐる点は、これ大変残念に思ひます。竹田さん、今後の法文を書く場合の姿勢として、竹田さんがいまおっしゃつたような線で、わかりやすいことを中心にして書いてもらいたい、こういうふうにも今後やつていきたいと思ひます。

○竹田四郎君 その点はひとつ最大の努力を払つていただきたいと思います。

それから、いままでの特別措置といふのは、最近若干整理の方向に向かわれたことについては敬意を表しますけれども、まだまだ特別措置法あるいは法人税法、これは私は高度経済成長のその当時の残骸といひます、その当時の何といひますかあり方を残してゐる、残滓を残してゐるというふうに言つてもよからうと思ひます。そういう意味では、法人税及び租税特別措置法について再検討すべき時期には明らかに入つてゐると思ひます。

縮減したとか何かといふことで幾らか出ておりますけれども、もっと大胆に私はこれは再検討をしていくべきだと思ひますね。引当金にいたしましても同じですわね。退職給付引当金ですか、こういうものにはいたしましても、あるいは貸し倒れの準備金にいたしましても、まさにこれは資本蓄積あるいは補助的な要素、そういうようなものをやつてゐるわけでしょう。あるいは特別償却にいたしましても、これは金利なしの自己金融を大きくしてやつてゐるような、そういう金利負担を軽減させてやつてゐますから、ある意味では補助金的な性格すらあるわけですね。こういうものをものと大蔵に私は整理すべきだと思ひますよ。それがないければ、ひずみのない公正な税制といふものが

維持されていかぬ、こういうふうに思ひます。大蔵大臣、その辺はどんな計画で税制と経済の高度成長、これとの連関を考へていらつしやるのか。

○国務大臣(金子一平君) 特別措置に含まれておりますいろいろな項目は、やはり国民経済的要請に基づいて一定の政策的なインセンティブを与えようといふことで今日までやつてきたものが大部分でございます。しかしもうこういう時代になりますると、やはり相当思い切つて見直しを必要とするものがあるわけでございまして、過去三年か四年にわたつて私はずっと見直しをやつてきたと思ひますが、ことしも三十項目について廃止、縮減をやつておるわけでございまして。この姿勢は、今後もやつぱり経済の動き、それから法人経営の実態をよく見直してこれからの的確に改正を進めてまいりたいと思ひます。

ただ、竹田さんも御承知のとおり、また私も繰り返して申し上げておるものでございまして、この住宅建設でございまして、あるいは少額貯蓄の増強でございまして、中小企業対策でございまして、あるいはいまやかましかい公害防止対策等のいろいろな施策がこれに含まれておまして、金額で言いますとそれが六割前後になつております。つまりは少ないのでございまして、その他のものにつきましましては、厳しい見直しをこれからもやつていく必要があると思ひます。ただ、ときどき取り上げられておりますのは、法人個人の課税の調整といふことで設けられておる益金不算入の制度等が、間々特別の措置ではないかといふ御指摘をいただいておりますが、これは法人個人の課税の基本に関する問題でございまして、各国ともこの扱いにつきましましてはいろいろ工夫を重ねていっていか、考へてまいりたいと思ひます。それから、商法で認められておる引当金、これ

は必ずしも政策税制と一概に言うわけにはまいりませんけれども、こういった商法、会計原則で認めておるものにつきましても、たとえばいま御指摘のごさいました退職給付引当金のような制度につきましても前に見直しておりますけれども、これもだんだんと各社の企業の実況等を的確に捕捉して、把握して見直しはやってまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 口ではいつも見直す見直すと言っているわけですね。しかし実際にはほとんど余り変わりはない。私はもっと大胆に、やはり大蔵省はこれからの財政のあり方、こういう点から考えれば、もっと大胆にこういうものの整理の計画といいますが、そういうものをむしろ国民に示す必要があると思ふんですよ。これからだつてあれでしよう、政府の財政再建の立場から言え、何らかの形で税金というものをもう少しもらわなければ、赤字国債の発行ということもこれは整理できないわけでしょう。それができない限りはやはり幾ら六十年に赤字国債ゼロにするということも言つたって国民は協力しないと思ふんですよ。だからちびちびあちこちやっていると認めますが、もっと国民にわかるような縮減計画なりあるいは法人税の改定の計画なりをもっと大胆に私は示すべきだと思ふんですよ。どうですか、これ、大蔵大臣。

○国務大臣(金子一平君) 政府の税制調査会にいろいろお願いをいたしまして、毎年毎年問題を取り上げて検討していただいております。ごさいます。たとえば昭和三十五年、昭和五十五年からは利子・配当の繰上りにつきましても手をつけるというようなど、その際にもまたどういふ税の改正ができるか、そこら辺もあわせて御検討をお願いすることになるわけでごさいます。

それから、ちよつぱりは直したとおっしゃいましたけれども、今度の改正、特別措置の圧縮で、法人税の実効税率が実際上は一・二%ぐらゐり税率で上がることになるんですよ。相当の私どもは前進と考へておる次第でございまして、漸を追つ

て、ひとつ必要なものは——と申しますか、政策的役割りを果たしたものは、あるいは役割りが薄くなつたものについては遠慮なくメスを入れてまいりたい、こういう基本姿勢については全然変わっておりません。ただ、いつどういふ問題を取り上げるかという年次計画につきましても、今日のような経済情勢の年でございまして、やはり経済の動き全般を見ながら最も妥当な線で落ちつけなきやなりませんので、いますぐ来年はどれを、再来年はどれをといふところまでは実はいつてないわけでごさいます。その点は御了承を賜わりたいと思ひます。

○竹田四郎君 それはやっぱり一國の経済でありますから、あるは一國の財政でありますから、これは生きていくものですよ。だから確かにその年その年の若干の色合いの差といふものはこれは出していかにかやいかぬでしょう。しかし全体としてこういう方針でいくんだという、それが明記がないと、私は国民が、幾ら金子大蔵大臣が、私はこういう大企業に利益を与えないような税制にしますと言つたって、国民は納得しないですよ。現実には、これからのいろいろな形で増税を考へていくという立場にあるわけですから、大蔵省は、ぼくはその意味で大胆な大転換政策といふものをやつぱり出すべきだと思ふんですよ。そうすりや国民が批判して、こゝしはこの辺で勘弁してくれと言つてもそれは勘弁してくれと思ふんですよ。先は一体どうなるかといふことがさつぱりわからぬ。そういうことで、やれ一般消費税だ、やれ何だと言つたって、これは国民がそれに対して果たしてわかりました、一般消費税に協力しようということにはならぬと思ふんですよ。あなた方だつても、一般消費税をやる前提として不公平税制はこれは是正しますというのを約束さえておるんですよ。そつちの方はちよつともせんで、不公平税制の是正の計画といふのは少しも出ないで、やれ一般消費税を五十五年度からやる、やれどうするんだ、やれこうするんだと、取る方

のことばかりが先になつて不公平のことはちよつぱりしか出てこない。これではとても国民が納得して次の税金に対応して協力をしていくということは、私は必ずしも思ふところではない。しかも、申告制度といふものを日本の税制が中心としておるということになればなるほど、国民の納得といふものが私は必要だと思ふんですよ。そういうものはちよつともわからないですわね、新年度の税制が出てきたときちよつとこちよつと出てくるだけ。

利子・配当課税の問題だつても、確かに五十五年度が租税特別措置法による一つの期限だ。それから後は一体どうなるのだ。全然なくなつちゃうのか、どの辺までは認めるのか、どの辺まではどうするかといふものはだつてありはしないでしょう。五十五年度になればはつきり利子・配当の優遇措置といふものは一切ゼロにするんですか、それはどうなんですか。なかなかその辺は、ゼロにしてあとはもう本法、本則に戻りますといふわけにはいかぬでしょう。いくんですよ、そのとお

り。
○政府委員(高橋元君) 利子・配当を基本的な方向として総合課税するといふことは、これはもう疑いがないわけでごさいます。
いまお示しになりましたように、私どもも趣旨として五十五年末をもって現在の特別措置が終わるわけでごさいますから、その後総合課税にするという条文に改めたいのは、そのとおりでござい

ます。
ただその場合に、従前から申し上げておることの繰上り返しになつて恐縮でございましてけれども、利子なり配当の所得がだれに帰属しておるかといふことが明らかになつておられますと、執行上非常な不公平がまた起こつてまいらぬといふことは、これはどうしてもお認めがたいだかと思ひます。私どもはそこを一番の問題にしておるわけでごさいます。したがつて、利子・配当の帰属が確かに納税者の本人に帰属しておるというこゝと、いわゆる本人確認の問題、それから各種の店舗に各種の貯蓄手段でその人その人の資産という

のは預けられておるわけでごさいますから、利子・配当の名寄せといふこともまた必要であらう。それをやりまさんと、結局総合課税といつても法文の上だけのことに終わつてしまひまして、かえつて問題を大きくしてしまふといふおそれもないわけではございせんので、昨年の九月から、いまちよつと休んでおりますけれども、税制調査会で真剣に御検討いただいております。これはそろそろ特別部会という専門家のグループに移して御審議をいただくという予定でござい

ます。国会が終つてしまひまして、また税制調査会の御審議を急いでいただいて、できるだけ具体的で広範な課税の方法といふものを考へてまいりたいと思ひます。その場合の理想が完全総合にあるといふことは申すまでもないと思ひます。どこまでそこに近づけられるかという形でいま御審議を仰いでいるところでごさいます。
○竹田四郎君 いまの主税局長のお話を聞くと、ますます五十五年末でこの問題が終わるかどうか、またわからなくなつてきましたな。

大蔵大臣、これはどうなんですか。いまの話だと、また何か続けざるを得ない。それでなければ税制の不公平がまたそこから発生するんで、それについては鋭意やつておるんだけれども、という程度の話ですな。
問題は、大蔵大臣、目標を決めたらそれを実現をする、それへのあらゆる努力をほかで私うといふことでない、五十五年末だと、話を聞いてみると、何かいろいろなむずかしいことがあるから、またそれは二年ぐらゐり延期になりそうだと、そんなことしか感じられないですね。それじゃあますます不信を私は国民に植えつけるだけだと思ふんですよ。何だ政府はかこつたのいいことばっかり言つてやりやしないじゃないか。
だから、計画を決めたらびしつとその計画を立てて、じゃ五十五年でできなければ五十六年末でもいい。それまではすべてのほかのことをやつて、びしつとそれに合わせる。もちろんそれは完全無欠といふことはないでしょう。あちこちに若

干の欠陥もあるでしょう。それは後で手直ししていけばいいことである。いつも計画は立てられるんだが、計画というのはいつの間にかぐらうらしてしまふ。これじゃあ国民への信頼関係を私は得ることはできないと思うんですよ、どうなんですか、それは。

○政府委員(高橋元君) 五十五年末をもって現行の特別措置を終えてしまいたい。これが昨年来の税制調査会の審議の目標であります。ただいま竹田委員が御指摘になったとおりで、私ももうそういうつもりでおるわけでございます。

ただ、これをどういう手段でやっていくかというところにはいま税制調査会の御審議が集中しておるわけでございまして、たとえば国税庁から提案になりました納税者番号制度というものの功罪、それからその実施の可能性、態様等についていま御審議中でありまして、そういうものとの絡みで、たとえば源泉徴収の制度もございまして、少額貯蓄の制度もございまして、現在の利子所得の中に課税分に入っているものが正確に申告されているかという問題もございまして、そういう問題を技術的な側面から十分掘り下げて、五十六年から新しい利子・配当の税制につくりかえていきたい。その場合の趣旨は、私が申し上げておりますように、総合課税というものを基本的な考え方というようにいたしたい。それでなお昨年の九月以来、税制調査会でそういう目標に向かって現在問題点を詰めていただいております、こういうことに御承知いただきたいと思ひます、御理解を賜りたいと存ずる次第であります。

○竹田四郎君 それじゃあ五十五年末に絶対これ切れなかつたときはどうしますか。切れなかつたときは、あなたはそれとてはもう主税局長じゃなからうからね、もっとえらい人になつてゐるだらうからね。これは政府としてこれについてどう約束してくれませんか、国民に。

○政府委員(高橋元君) 現在の規定について、そのまま延長するというには、これは税制調査会の御結論をまたないで私がこの席でそういうことを申し上げるのは大変早計であると存じます。そういうことのないように、ぜひ税制調査会の御審議を進めていただきたいというふうに考えておるわけであります。

○竹田四郎君 残すということじゃないか。

○国務大臣(金子一平君) 竹田さんね、五十五年度末で期限切れになるのを機会に総合課税に踏み出すという方針は、これは大方針は全然変わらないうわけで。ただそれに合わせるために、資料の総合をどうするか、納税者とその預金者なら預金者との結びつきをどういうふうにチェックするかという、技術的な問題をいま政府税制調査会というところやつていただいておりますので、このやり方は政府税制の検討の結果をまたぬとわかりませんけれども、とにかくやるといふ大方針だけはちつとも私も後退さしておるつもりはございませんで、よろしく願ひます。

とを申し上げるのは大変早計であると存じます。そういうことのないように、ぜひ税制調査会の御審議を進めていただきたいというふうに考えておるわけであります。

○竹田四郎君 残すということじゃないか。

○国務大臣(金子一平君) 竹田さんね、五十五年度末で期限切れになるのを機会に総合課税に踏み出すという方針は、これは大方針は全然変わらないうわけで。ただそれに合わせるために、資料の総合をどうするか、納税者とその預金者なら預金者との結びつきをどういうふうにチェックするかという、技術的な問題をいま政府税制調査会というところやつていただいておりますので、このやり方は政府税制の検討の結果をまたぬとわかりませんけれども、とにかくやるといふ大方針だけはちつとも私も後退さしておるつもりはございませんで、よろしく願ひます。

○竹田四郎君 じゃあそっちの方が詰まらなければ、やっぱりある意味じゃ縮小してもやると、こういうことにもなりますわね。

○国務大臣(金子一平君) 極力総合の実が上がるようにやらないと、これ意味ありませんから、それにはどういう方法が一番ベターであるかを検討してもらつてゐるわけで。私もどなたもいたしましては、これは税務署の人手が要することはもちろんでございますが、資料の総合、なるべく増員なんてことは避けていきたいと思ひます。

また、片や各種金融機関、あるいは企業におきましても資料を余分につくるわけですから、その手間をできるだけ省かなきゃいけませんし、そこら辺をどういうふうに結びつけるかという執行上の問題が残つてゐるわけでございまして、これに大変いま苦慮してやつてもらつておると、こういうことでございまして。

○竹田四郎君 どうもその辺がはつきりしない。またそのうち五十五年になるともやもやとしてくる、こういう可能性が一つあるような気が私はしますよ。そんなような、もしそのとおりいかなかつたらじゃ大臣どうしますか。いかなかったときは、そんなことばくは、そんな仮定の話を本当は聞きたくはないんだけど、そうしなけりやこの問題の最後の締めくくりにならぬから、もしそうならなかつたら大臣どうしますか、あなたは。

○国務大臣(金子一平君) 大蔵大臣としては全力を挙げていま申し上げたことの実現に努力いたします。それはもう私もどなたも申し上げておることでございまして、方針に變更はないものと御承知いただいて結構でございます。

○竹田四郎君 努力をする努力をするよく政府は言うけど、世界に約束した七割だつてあれじゃないですか、努力をするで最後はだめじゃないですか。だから、ただ努力をする努力をするなら、これはだれだつて言えることであつて、それじゃ国民は、努力をするということはもう何回も政府言つていますからね、それは国民だつて、まあまた努力をするで終わるか、えっへっへということだよ。できなかつた場合に一体どういう責任をとるのか、その点まではつきりやばりしてくれないや。国民は信頼しませんよ。またするするの、いっちゃん。あひつとつというごまかしてほかのことはほかおかふりだ、こういうことになら。だからその政治責任をはつきりしてくれないれば困る。

○国務大臣(金子一平君) 大平内閣は、竹田さんも御承知のとおり、言行不一致は絶対にやらないと、言つたことは必ず実行する内閣であるということを経理もはつきり説明しておられますから、そういう線でおわれればやつておるとお考えいただけますかと思ひます。

○竹田四郎君 この議論ばかりしていてもしようがないんですが、結局政治責任はどなたにもつてないということ、こういうふうには私には理解できない。

ところで大蔵大臣、一般消費税はいつから導入するんですか。

○国務大臣(金子一平君) これも前々から申し上げておりますとおり、五十五年度のなるべく早い機会にというところでせつかく準備をしておる最中でございます。

○竹田四郎君 じゃ法案はいつ提出されるんですか。

○国務大臣(金子一平君) 法案は、目下主税局で検討をしておる最中でございますが、何分にも取引の森羅万象に適應しなきやならぬような取り扱いを決めなきやいかぬものですから、関係各省といた詰めをやつておる最中でございます。物理的に提出ができておりますけれども、なるべく早い機会にというつもりで私も案文の作成に努力をしておる最中でございます。

○竹田四郎君 法案が成立してから実施までの期間というのはどのくらいを最大限見ていますか、最小限。

○国務大臣(金子一平君) 実は私も、今度の国会の早い段階にでも法案ができればお示しして御議論をいただきたいというつもりでおつたわけでございまして。しかし、いまのようややはり細かいところな場合に当てはめるには、これはどうなるんだという細かい規定を、取り扱いをやる必要があるものですかとおかれておるわけでございまして、そういう取り扱いについて、政府内部にはもちろんでございまして、関係業者団体にもやはりお示しして意見を求めなきやいかぬと思ひますので、まあなるべく早い機会に提出したいというところを先ほど申し上げたわけでございまして、そういう内容が決まつたら、まあ私は三月や半年ぐらいいはいろいろ御議論を賜る機会を持つのが順序だと考えております。しかしいま、いつ出していつから、五十五年度の早々からというやうなことはまだ申し上げる段階に至つておりません。

○竹田四郎君 法案が国会で成立されて、年号法案とは違ひますからね、国会で法案ができたからすぐこれが実施できるというのじゃないでしやう、この一般消費税というの。相当な期間というものが必要なわけですよ。政府は手を組んでこれは見ていけばいいんですよ。納める人は、納

第五部 大蔵委員会会議録第八号 昭和五十四年三月二十二日【参議院】

税務者は企業者であるわけですよ。負担するものは一般国民なんです。だから納税義務者になる人なり、あるいは負担をする国民なりがこの問題をよくわからなければ私は大混乱が起きると思うんですよ。

それをいまのあなたのお話では、三カ月なり半年なりこれに関係団体と言っているが、私はそんなことにならぬと思うんですよ。あなただつてヨーロッパへ行つて実情を見てきていますから、知らないとは言えないですよ。そんな三カ月か半年でこれ実施に踏み込めますか。

○国務大臣(金子一平君) 御指摘のとおり間接性課税には、日本は、特に一般的な消費税には日本はなじみのない国でございますので、納税者はもちろん、取り扱いの実務に当たる方に十分周知徹底する必要があります。その期間だけは私どもも十分見ないかぬと考へておる次第でございますが、いま準備が整い次第関係方面の意見も聞いて、どこをどう直した方がもっとスムーズにいくとか、積極的な御意見を承った上での案の提示になるわけでございますので、そういう期間も含めていま申しましたようなある程度の期間をおけば、これは心の準備をしていただけるんじゃないかならうかと、こんな気持ちでおるわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもは、中身の消化ができなくて法案さえ通せば税法すぐ執行できるなどということはゆめ考へていないわけでございます。十分このPRに努め、内容の周知徹底方に努める責任が私どももあると考へている次第でございます。

○竹田四郎君 いま大臣が、三カ月ないし六カ月というの法案の細部をつくるのにそういう人たちの意見を聞くというんですか、それとも法律ができてから、国会を法律が通つてからそういう人たちの意見を聞いてやるというんですかね、その辺がきわめてはっきりしてないですね。

○国務大臣(金子一平君) もうすでにいろんな方面から御意見が出てまいっております。それを主

税当局で謙虚に耳を傾けながら検討をいたしております。各省からもいろんな意見を承っております。あと積極的ないろいろな関係団体の御意見を聴取する機会を持ちたいと、こういうことで進めておるわけですから、法案ができるまでに相当関係方面等の意見を入れることができるんじゃないかと思つておるんであります。そういう問題も含めて、あと一般に周知徹底する期間を考へればいいんじゃないかならうかというふうに思つておる次第でございます。

○竹田四郎君 一般に周知徹底させる期間を一体どのくらい予定しているかというのを私は聞いておるわけですよ。さつきから法案が両院を通過してから、それで五十五年の早い時期に実施をしたいとおつちやつておるわけですよ。だから、たとえば五十五年の四月一日からやるとしたらあと約十二カ月しかないわけですよ。いまからでも、ところが法案は出ていません。出ているんですか、法案は。まだ国会提出してないでしょう。そうなつてくると、この法案を審議をするとなれば、今国会は五月二十日までです。しかもその間には地方選挙はさまたけてきているわけですよ。五月二十日までといいますが、五月二十日に終わらないわけですね。それで、五月二十日に終わつたところから十カ月しかないわけですよ。五十五年四月一日にやるとすれば、だから私はその間、国会を法律が通つてから実際その課税を始める、そこまでは一体期間はどれだけ置くんかと、これはある程度腹づもりはあるわけでしょう、あなただつて税金の専門家であつたわけですから、全然知らない大蔵大臣じゃないわけですからね。

○国務大臣(金子一平君) まあ地方選挙を控えているものから、なかなか、できたからすぐ国会へ提出するわけにはまいりませんけれども、さういふ程度御意見を承りながら協力をお願いして、ある程度期間をどう見るかということでございます。法案を出してから半年置かなきゃいかぬとか、一年置かなきゃいかぬということじゃなくて、要

するに、私のいま率直な考へ方は、中身を皆さんにお示しして御理解をいただける度合いによつて、あるいは半年のことでもございましょうし、三カ月、四カ月で済むこともございましょうし、そこら辺は私は弾力的に考へておるわけでございます。すけれども、中身に對しての御理解がないのに強行するといふようなことは、これはできることではないと考へておる次第でございます。

○竹田四郎君 しかし、大蔵大臣考へ方が甘いではないですか。ただ国民に知らせるため、いままでこういう経験があればそれはもっと早いでしょう。経験がないんですよ。しかも、その事業年度の終わりに取るといふ考へ方ですよ。そうなつてまいると、よほど早く出していかないと、これはその間に十分なPRがないと私は相当な混乱というものが出てくると思ふんですよ。その点を明確に、どのぐらい置くんかということを示さないといふのは、いかぬと思ふんですよ。どうも税金を収めることになると、何もかもその辺がぼやぼやなんです。法文はよくわからない、税金の計画については何が何だかわからない、約束しても約束したようなしなないような明確さを欠いている。新しい税金を収めるに、どのぐらいの期間を置いて国民に納得を求めるか、これもない。これは納得を求めたとしても納得ようないじゃないですか。その辺をやつぱりもつと計画的に明確に国民に協力を求めるという姿勢がちょっとないじゃないですか。こんなことで六十年まで財政の赤をなすなんてことでできますか、私はできないと思ふ。

これ大臣に伺いますが、五十四年度ベースの財政収支試算表というのを出示したね。これで五十五年度は一兆二千六百億円の増収を考へてますね、増収を考へてますね。それから五十六年度には一兆五千億の増収を考へておられますが、これは一体何でやるんですか。これは何で増収をするんですか、それだけの分。はつきりしてください、何で、どういふふうにしてこれだけの増収を、財政

収支試算表に示されている増収をやるんですか。一般消費税はこれにも関係するんですよ。どうなんでしょうか。

○国務大臣(金子一平君) いまのお話しの数字は、昭和六十年に国民の税負担を二六六二の二に引き上げることを目標とすると、各年度の税負担の割合は一定の平均伸び率で伸ばすというふうになるという数字を企画庁が算出しております。その数字を、御参考におきまして、目標値の二六六二の二という数字が実は確定した数字——これは新七カ年経済計画で決めておる数字でございます。数字である、各年度別のは機械的に割り振つた数字です。したがって、これが、この数字を割り出したときに、まだ、いつの時点でたとえば消費税を導入してそれが幾らになるという計算はしてないわけでございます。これから、明後年度はどうするかとか、その次の年はどうするかという具体的な税の組み合わせを考へないかぬ、こういうことになつておる次第でございます。

○竹田四郎君 それじゃ、この一兆二千六百億というのはどうするんですか。これはまた、それだけ赤字をふやすんですか。自然増収がどれだけ出てくるか知りませんが、それだけ税金がどこからどういふふうにしてこれは入ってくるんですか。入つてこなければどうにもしようがないじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) ただいま大臣からお述べになりましたように、一兆二千六百億、次の年が一兆五千億、五十七年度一兆七千七百億、五十八年度一兆九千億、五十九年度二兆四千八百億、この五カ年間の通じまして九兆九千億というものが、現行の税制で一〇・三の名目成長をいたしてまいります場合に、弾性値一・二として現行税制及び各年度にただいま申し上げた数字の増収が図られたという仮定をいたしました場合、その年の前年度の税制をもつて満たされる税収以外

に必要となつてまいる税収でございます。

○竹田四郎君　で、それをどこから持つてくるか
つて聞いているんです。

○政府委員(高橋元君)　したがって、この内容を
どうするかということは、ただいま大臣からお話
のありましたように、五十五年度の早い時期に、
これは財政当局としてはそう申し上げるわけでござ
います。一般消費税を恐らく国、地方合わせ
たところで税率五%程度で導入をするということ
は政府の考え方でございますけれども、それから
先どういう税制をもつて具体的にこの金額に充て
ていくか、そのタイミングをいつにするかという
ことは、経済社会七カ年計画に合わせて作成いた
しております。この五十四年度の財政収支試算の段
階ではまだ決められていないというのが率直なこ
ろでございます。

それから、その後どういう税制をもつてこの所
要増税額と申しますか、そういう金額に充ててい
くかということにつきましては、各年度のそれぞ
れの経済の情勢もございましょう。それぞれの年
における所得の配分の状況もございましょう。そ
れから、それぞれの年における新しい税制の負担
の増減という問題についての考え方もございし、状況も
変わつてまいるのでございましょう。そういうこと
を考えた上で、できるだけ現実合つた税制をも
つて、この財政の危機を救うための増税という形
で国民にお願ひせざるを得ないということござ
います。経済社会七カ年計画の基本構想の中
でも、どのような税目、たとえばあれば個人税、法
人税、間接税と三つのたしか税関数を使つておる
ように承知をいたしておりますけれども、どの税
制をもつてこれに充てるかということについては
明らかにされておらないこととござい
ます。できるだけ、ただいま委員から御指摘のあ
りますように、これを具体的にこれから明らかに
していくべきだという御指摘、まことにござい
ます。存するわけでございまして、私どももそうい
うふうに努力したいと思ひますが、何分にも
税収というのはいわば経済の子でございますか

ら、経済なり社会のニーズの推移に応じて適切な
ものをつくつてまいらなければならぬ。長期に
わたつて、いつの年度にどういう税制を入れるか
というのをただいま現在において七カ年分決め
るということにもまた問題があるかというふう
に存じておる次第でございますが、できるだけ適
切な将来の税制を志向したいというふうに考
えておりますので、御理解を賜りたいと存するわ
けでございます。

○竹田四郎君　だから、私はそんな七年後のこと
を言っているのじゃないんです。五十五年度ど
うするんだと言っているのです。これだつて全
然明らかじゃないのです。さっきの税法と同
じようなものだ。何言っているのかさっぱりわか
らない。これで国民に協力を求めたつて、求めよ
うがないじゃないですか。大蔵大臣、本当に一般
消費税やるつもりなんですか。新聞で見ると、も
う国会は出さないと。それで幹事長も大体了承
しているし、大平さんも大体それで了承してい
るというのが一般の評判です。出さなければ
日にはつきりしてください。われわれどう
せここで審議しなくちゃならないでしょう。大蔵
委員会。われわれの都合もありまして。今国会
に出すのか出さないのかはつきりしてください。
○国務大臣(金子一平君)　今国会に出す予定で詰
めておりますけれども、先ほど来申しましたよう
なことでも、もっと細目を詳細に各方面の意見も取
り入れて皆さんに御審議をいただくというこ
とで、少しおくれております。いまの時点でいつ御
提案できるかどうか約束はできませんけれども、
とにかくまとまり次第、十分御審議を尽くしてい
ただくつもりであることを申し上げておきます。

○竹田四郎君　全く、租税特別措置法の審議とい
うのは、聞いても何もかもわからぬということ
ですね。わからない。何もかもわからない。読んで
もわからなければ聞いてもわからない。これが租
税特別措置法の特徴のような気がするのですが、
これじゃ困るのですよ。
そんなことをいつまでもやっていたらあとの時

間がなくなりましてから、今度はガソリン税を上げ
るわけですが、通産省お見えだと思ひますけれど
も、世界の石油の需給と価格の状況、これはどう
いうふうになつていくというふうにお見通しでござ
いますか。

○説明員(其輪哲君)　まず世界の石油需給の量的
な面でございますが、これは御存じのとおり、昨
年の秋以来表面化したしましたイランの政治的
あるいは社会的な混乱に際しまして、昨年の十二月
末以来イランからの輸出は全部ゼロにストップし
た状態で続きました。

従来、自由世界の原油の生産量が大体五千二百
万バレル・パー・デーぐらいでございまして、イ
ランは大体その一割前後をコンスタントに生産し
ておつたわけでございまして。イランから輸出され
ます原油の量と申しますのは大体各年度一六、
七%のものが輸出されておつたわけでござい
ますが、これがゼロになるといふことは世界の需給に
穴があくわけでございまして。

現状ではどうなつていくかということござい
ますが、イランが輸出を再開いたしましてから最
近時点では、イランの生産は大体二百五十万バレル・
パー・デーないし二百五十万バレル・パー・デー
の生産をしております。これがコンスタントな生
産をするかどうか、あるいは将来どの程度の規模
の生産をするかどうかということにつきましては、
は、極端な言い方をいたしますと、イランの政治
情勢の収斂の仕方あるいは社会情勢の収斂の仕方
に依存していると思ひますが、現在では、大体三
百万バレルないし四百五十万バレルぐらいの生産をす
るだろうという観測が流れております。

これが世界の需給にどういう影響を与えるかと
いうこととございまして、先般来行われま
したIEAの会議で、各消費国が世界の原油の需
給についての見方というのをそれぞれ述べました
大体の最大公約数は、今年を通じて二百五十万バ
レルばかり自由世界を通じてショートするだろう
というのがほぼ一致した見方でございます。五千
二百五十万バレルの生産の中で二百五十万バレルばかりシ

ョートするというのは、世界的に見ますれば吸収
できない量ではない、したがつて現状では危機的
な状態にはないというのが各消費国の大体一致し
た見方でございます。ただ、これはマクロの話で
ございまして、実際の取引がマクロバランスど
おりにいくということにはならないという面もある
わけでございます。

それで、お尋ねの価格の面でございますけれども、
も、価格につきましては、昨年の十二月末に行わ
れましたOPECの総会で、四段階の値上げとい
うことが決定しております。これは一月一日に五
%値上げ、それから四月一日に三・〇%ぐらいで
すか値上げすると、それで十月一日でもつてト
ータルして一四・五%の値上げになるということ
でございますけれども、実は、今年になりましてか
ら世界の需給がタイトになつたおかげでスポット
物の価格が非常に騰貴を始めてまして、一番高い
ものが二十四ドル近くまで行つたという例もござい
ます。これを受けてまして産油国は、本来産油国に帰
属すべき利益の一部ディーラーがあるいはブ
ローカーがもうけていたのはけしからぬと、した
がつて、それはわれわれが値上げしてわれわれの
ふところに入れるんだという基本的な考え方から、
各産油国がお互に追加値上げを実は一月から
三月にかけてそれぞれ実施をしてきていたわけ
でございます。

一例を申し上げれば、サウジは増産分につきま
して値上げをするということですが、ならします
と大体十七セントないし二十セントの値上げ、こ
れはただし三月いっぱいまでということとござい
ます。それから、アラブ、カタールは大体一ド
ル前後の値上げを実施しております。これは十二
月末段階の原油価格に比べると大体七%の増とい
うことになりました。したがつて、それが五%のO
PECの上昇に加えた追加分になるわけですか
ら、一二%ぐらいの値上げということになつてお
ります。各国大体はほぼ同様な一ドル前後の値上げ
というのを実は実施しております。これは、こ
の期間も国によって全部ばらばらでございます。

それから第二・四半期以降、これも御存じだと思いますが、たとえばアルジェリアあたりは五ドルの値上げというのを公表しております。この辺の値上げというのが十二月末に決定されました四段階の値上げに乗せられるのかあるいは先取りになるのか、その辺の動きというのは実は全然現状ではわからないというのが現状でございます。

したがって、今後原油の価格というのが、非常に最悪の場合ではかなり大幅に引き上げられる可能性もありますし、それから、それがOPEC全体でもって足並みをそろえない値上げになる可能性もあるわけでございます。具体的には、三月の二十六日にジュネーブで産油国の石油大臣会議——これは懇談会と称しておりますが、これが開かれますけれども、ここでどういうような空気になるのか、それから、そこで統一の線が仮に出なかった場合には、六月にOPECの臨時総会がございます、そのときにどういう線が出るのかということをおわれたいとは注目せざるを得ないというのが現状でございます。

○竹田四郎君 経済企画庁では大体どんなふうに出後の物価上昇というのを見ていますか。まあ政府の見通しは四・九%ということですがね。私はその四・九%をつくった時期というものと現在の時期というものがやっぱり違うと思うんです。まだ予算が通らないから何とも口封じされて言えないだろうと思うんですけどもね。現実には私は四・九%でおさまらうなどということはないんですがね。ことしの海外市況、国内のそういう点から見まして、数字は四・九%という数字にとらわれているでしょうからそれは言わなくていいですから、全体的にはどんなふうになりますか。

○政府委員(坂井清志君) 五十四年度の消費者物価の見通しでございますが、いまおっしゃいましたように、四・九%上昇という見通しを私も持っております。この四・九%をはじきます際、いま通産省の方から御紹介のありました昨年の十二

月のOPEC総会で決められました原油の四段階の値上げ、これは十分に織り込んでございます。そのほか公共料金等につきましても別途積み上げをいたしまして、さらにそのほかの一般商品につきましても、これは主としてマクロ的な手法を用いておりまして、海外から入ってくるものの物価の見通しであるとか、あるいは日本経済全体の動き、そういったものを十分織り込みまして四・九%という見通しを得たわけでございます。

で、もちろんこれは、たとえばこのいまの原油につきましても、原油の値上げが一〇%を超えたらば途端にこの四・九%はたがたになるというふうな、そういうきつちきちの見通しをしているわけではございませんで、それなりの余地は見込んでおります。それだけ一つ一つの物資についてどうということをおし上げることはできませんけれども、現在時点で私ども、いまのこのOPECのその後の追加値上げ等もある程度のみ込める余地はございます。直ちに四・九%が破綻をしたというふうなことではございません。

しかし情勢は、おっしゃいますように、昨年の十二月時点に比較していまのこの原油値上げ一つとつてみましても厳しくなっております。これはもうおっしゃる通りでございます。私も従来に増して一層の努力をし、また民間の各方面に対してもそういう御努力をお願いしたいということをお強く申し上げておきたいと思っております。

○竹田四郎君 それから、もう時間ありませんから私の結論を申し上げますね、やはり私は大蔵大臣、ここでガソリン税の値上げを行うのは実にタイミングが悪いということですよ。私はね、ガソリン税というのに対して基本的に反対じゃないんですよ、反対ではありませんが、反対ではあります。反対ではあるけれども、ことしは何と言つてもタイミングが悪い。むしろ大蔵省みずから、物価値上げを促進する材料にこれ使われることは間違いないんですよ。

経済企画庁が平場で計算するということになるかと恐らく〇・一%か二%ぐらいのごくわずかなも

のだと思いますよ、静態的に見ればね。しかし、動態的にことし全体の景気情勢を見るということになりまして、これはやはりやるべきだ、こういうふうに思うんですよ。次のタイミングというものをこれは考えるべきだと思っております。これはあなたもさっき言うていたように、経済は生きたものでありますから、一つ決めたことだつてそのときの情勢に合わないや変えていくはずですよ。いつまでも同じことをやっていくということではなくていいと思っております。経済企画庁もこの四・九%を決めたときといまの情勢というのは必ずしも同じだとは言っていないんですよ。よくはそれはやるべきだと思っております。どうなんですか。

○国務大臣(金子一平君) 確かに一割何割の値上げというものは相当大きな負担になると思っております。ごさいます。時期的にどうかという御指摘もございまして、第八次の道路整備五カ年計画の進行中でございまして、本年度におきましても相当多額の一般財源でこの五カ年計画を遂行せにやいかぬような状況になっておりますので、この際ひとつガソリンの使用にも御負担をお願いしたい。特に、道路と自動車とはやはり直接の結びつきがございまして、ほかのものに使うわけではございせん。で、道路を整備し道路をよくするために使う税金です。から、ひとつ御協力をいたしたいという意味においての増税と御理解いただければ大変ありがたいと思っております。

○竹田四郎君 これは大蔵省もともとガソリン税を道路の特定財源にするということについては一〇〇%賛成なわけじゃないんですよ。特定財源はやるという議論というのは数年前だつてずいぶんやっていらしたんですよ。しかもこのガソリン税が何か道路財源だ道路財源だ、こう言われるんですよ。これだつて地方自治体に行く分と分けて、地方のその市町村道なり何なりを直すためにこの道路財源として使うんだということであ

れば、これはまだわかりません。そういう措置は一切やってない。いままでと同じ措置だ。そういう中でこれを物価の引き上げの引き金にするような、そういうものは私はこれはやるべきじゃないと思ひます。もしどうしてもやるというのなら、それはもういまま一番困っている市町村、こへ財源を配当するということであればね、そのすべてを——そうじゃないでしよう。それでなければ、私はこれだつたつてやるべきだと思ひます。この議論してもしやうがありませんから、私はそういう趣旨だ。

それから医師優遇税制のことを、余り時間ありませんので一つだけ聞いておきたいと思ひますが、一つは、厚生省の社会保険庁というのは、医師の経費率というのがこれだけ大変問題になっているのに、どうして保険庁ではみずからこれを調査しないんですか。私はむしろ保険庁自体が、あるいは厚生省自体がみずからこれを調査をして、そして厚生省みずからが経費率はこれくらいでございますよというのを発表すべきだと思ひます。それを会計検査院が調べて発表され、それから大蔵省は調べたか調べないか私どもわかりませんけれども、調べたような調べないようなことを言つていらつしやるわけでありまして、これを言つていらつしやるわけでありまして、これを検査をしやす立場にあるのに、厚生省がそういうものを調べて発表しないのか、この事情を伺うんですが、私が伺った限りでは厚生省はそういうことをしてない。中蔵協が何か三回あたりにわたつておやりになっているという話を聞いたわけでありまして、これも四十二年の調査が発表になってからは発表になってないというところですが、どうしてそういうものが発表にならないんですか。また、厚生省自体がなぜ調査をしないんですか。

○説明員(竹中浩治君) ただいま先生のお話にございまして、これは中央社会保険医療協議会が、特に診療報酬の改定の議論をいたします際

基礎資料とするという目的で、中医協が実施をし、中医協が解析をするということによって、先ほどお話のございましたように、四十二年、四十五年、それからまあ実は四十八年も実施予定はあったわけですが、いろいろの事情から四十八年は実施ができなくて、五十一年、過去三回実施がされておるわけでございます。

この調査の結果につきましては、先ほどお話しございましたように、まあ中医協の方で発表するしかないかということをお決めになるわけでございます。大変いろいろ議論がございまして、いまお話しがありましたように、現在のところ四十二年の調査の結果については発表されておりますというのが実情でございます。

○竹田四郎君 なぜあとののは発表できないんですか。

○説明員(竹中浩治君) 先ほど申しましたように、中央社会保険医療協議会がこの調査の扱い結果を、この扱いをどうするかというところでいろいろ御議論があった末に、これは診療報酬の改定の資料として使用するというので、そのほかの部分については発表しない扱いにされているわけでございます。

○竹田四郎君 厚生省はなぜ調査をしないんですか。

○説明員(竹中浩治君) これも過去にいろいろと中医協中心に議論がございまして、その結果、まあ厚生省が実施するというのではなしに、中央社会保険医療協議会が実施するということで進めた方がいいという結論になりました、中医協がやっておるというのが実情でございます。

○竹田四郎君 もう時間が来たようですから、あとの質問は割愛をしますけれども、私は大体厚生省がそういうものをみずからちゃんと調べないというところが、問題をこれまでに複雑にしかも混乱させていると思ふんです。当然そういう問題についてというのは一番厚生省がやりやすいわけですからね。

厚生省としては、会計検査院のその経費率についてはどういう御感想をお持ちなんですか。あなた方も中医協の資料というものの調査に全然タッチしていないわけじゃないと思うんです。実際は厚生省の職員が調査をやっているわけですね。だから、中医協の恐らく数字というものの、発表はできないにしても、ある程度あなたの方頭に入っていると思います。そういう立場から、会計検査院なりあるいは大蔵省が言っている経費率、それだけありますね、これについてはどう御感想をお持ちになつてゐるんですか。

○説明員(竹中浩治君) 医療経済実態調査で調査されております支出というものとそれから税法上の経費、私も細かくは存じませんが、税法上の経費というものと必ずしも一致しない面があるかと思ひます。つまり、医療経済実態調査で得られる収支について、これがまあ社会保険診療報酬の経費率そのものずばりというわけにはまいりませんし、そういう形の集計解析が過去には行われておらないわけでございます。それからまた、先ほど申し上げましたように、私も手元に持つております数字が、昭和四十二年という現在から見まして十数年前の数字しかございませんので、会計検査院が実施をした……

○竹田四郎君 そんなことないよ。

○説明員(竹中浩治君) ごく最近の数字とはなかなか比較が……

○竹田四郎君 発表になったのが四十二年で、いま集約中でしよ、五十一年を。そんなでたらめ言っちゃだめですよ。

○説明員(竹中浩治君) 先ほど申しましたように、四十二年の数字が外へ出ておるわけでございますが、四十八年の調査は実際上行われていないというふうなこともございまして、最近の……

○竹田四郎君 五十一年のはやっているとどうですか。

○説明員(竹中浩治君) 状態につきましてはまだ把握をいたしておりませんので、会計検査院が提出しにされました数字について、これがどの程度であるかと、どうであるかというふうなことを申し上げられる材料を現在持っていないというのが実情でございます。

○竹田四郎君 もうやめますから、これで。

○竹田四郎君 そういふことじゃ困ると思ふんです。あなたたちはそれは発表はできないにしても、調査にタッチしていることは、厚生省がタッチしていることは、だれが見たつて当然じゃないですか。数字は発表できないにしたつて感傷は言えるわけじゃないですか。そういう何というか、ふまじめな立場でこの税制が決まつていく、あるいは厚生省がそういう点でびしと物を言えないというところ、厚生省と医師会とがべつたりくついているということを言われるゆえんです。そういう不勉強では私は困ると思ふんです。

これは大蔵大臣の所管じゃないですからね、人の省のことまで文句は言えないでしようけれども、政府として一番責任を持つてゐる、医療行政に責任を持つてゐる厚生省がそういう資料も全然持たない、こういうことじゃしようがないと思ふんです。これは政府としても反省してもらわねえ、やいかぬと思ふんです。その辺は、もう時間がありませんからね、大蔵大臣ですから、御答弁は要りませんからね。

まああといろいろ質問しようと思つて準備はしてきて、ほかの方で来ていただいた方もあると思ひますけれども、時間が切れてその方々にはお呼びを申し上げますけれども、それにしても大蔵大臣、もう少し租税特別措置法についてのはわかりやすくしてください。あなたの説明にしたつてわからぬ。この点を、本当にその点の決意をばくは最後に聞かないと、どうも締めくくりにならないような気がする。

○國務大臣(金子一平君) 竹田さんの御指摘の、法文をもう少しわかりやすく、納税者に納得できるように書き方をしよという御指摘、これ全く私もそのとおりだと思います。今後極力御趣旨に沿うように努力いたします。

○竹田四郎君 法文だけじゃないですよ、ほかのこともはっきりしてくれなきゃ困るんです。

○國務大臣(金子一平君) わかりました。

○鈴木一弘君 最初に、租税に關連いたしました、一連の航空機輸入問題の疑惑のことでちよつと伺いたんですが、新聞報道によりますと、東京と大阪の両国税局の係官がアメリカへ派遣されている。東京国税局が三月一日、大阪が三月十五日にアメリカへ行つておられますが、事実かどうか、もし事実だとすればその目的は一体何なのか、ちよつと伺いたんですが。

○政府委員(米山武政君) 先生御指摘のように、東京国税局関係七名、これは三月の初めから二週間程度、それから大阪国税局関係の調査官が三月の半ばから約二週間の予定で現在アメリカに調査に参つております。

この調査は、法人税法に基づきます一般の質問検査権に基づく調査でございます。例年この調査は、支店もしくは一〇〇%子会社に対する定例の調査でございます。商社、メーカー数社を現在大阪国税局関係の調査官が調査中でございますが、これは特にダグラス、グラマン事件に関連して、その関係に限つて調査するというものではございません。もちろんその関係も当然頭に置いて調査しているものでございます。

○鈴木一弘君 一般調査の例年の調査の中で行つてゐるということですが、やはりこの特別国税調査官チームというのは、一つにはダグラス、グラマンも当然そこに含まれてくるというふうないまの答弁からも考えられるんですけれども、そういう対日不正支払い事件の問題で疑惑が指摘されている商社の米國子会社の経理内容の確認、これもやりますか。

○政府委員(米山武政君) 当然、現在そういうことが問題になっているということを念頭に置いて調査を行つてゐるものと考へております。

○鈴木一弘君 その経理内容の確認ということなんですけれども、具体的内容はどのようなものになりますか。

○政府委員(米山武政君) 具体的にどういふ調査

をしていかうかという問題は、個別の問題にもわたることです。特にこの問題は現在検察当局が検討中で捜査中ですので、ここで御答弁することは差し控えていただきたいと思います。

○鈴木一弘君 本日の調査団を派遣された目的は、一つには海外のペーパーカンパニー、それを取引に介在させて架空のリベートなどを送金したという、いわゆる海外資金を捻出していかうかという点、それから一つは、海外業者と結んで過大な経費を請求させて、そうして国内で得た利益を経費名目で海外に送金していかうか、そういう手口の解明にあると思うんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(米山武政君) 現在調査している大阪国税局関係、これは商社数社、それからメーカー等も含んでおりまして、その海外におけるいろいろ取引、非常に多様でございます。国内でいろいろ調査したその結果も頭置きながら、向こうでそういう事実の確認等行っているわけでございまして、いま先生が御指摘になったことも当然その一つであらうと考えております。

○鈴木一弘君 それで、じゃあ判明されたと思われるんですけれども、私がいま申し上げたようなことについての目的は、最初行った東京国税局、それからいま行っている大阪国税局、両方ありますけれども、所期の目的は大体達せられた、あるいは達せられそうなんです。

○政府委員(米山武政君) まず東京国税局の調査官これは帰ってきておりますが、まだその報告は受けておりませんし、それから大阪国税局関係はまだ現在向こうで調査中でございます。したがっていまして、どういふことになっているか、私もまだその報告を受けておりませんが、一つ申し上げておきたいことは、御承知のように、やはり海外における調査というのは租税条約に基づきまして向こうの国という相対してその範囲内で調査するわけでございまして、非常に調査に制約がありまして、国内調査のように完全に把握するこ

とはなかなかむずかしいという問題があることだけちよっと念頭に置いておいていただきたいと思います。

○鈴木一弘君 これに関連して、架空名義の預金口座の有無など、そういった内容はわかりになりましたか。

○政府委員(米山武政君) 先ほど申し上げましたように、まだ私もその報告を受けておりません。

○鈴木一弘君 先日、日商岩井の幹部社員二人が、外為法違反、私文書偽造、同行使の容疑で逮捕されておりますけれども、この強制捜査に関連して国税当局も再調査を行うこととございまして、けれども、この二名の容疑内容をどの程度知って調査なさるんですか。

○政府委員(米山武政君) お尋ねの事柄は、たまたま検察当局が捜査中でございますし、また、その内容は非常に具体的に及びますので、その内容がどういふことかは答えを差し控えていたいただきたいと思いますが、私もそういうものは一つの重要な資料として必要の見直しは行うつもりでございます。

○鈴木一弘君 伝えられるところでは、外為法違反の容疑内容は、法定の理由がないのに、五十二年六月十六日ごろ日商岩井東京本社で、東京経理部海外経理課員らに命じて、日商岩井がアメリカのカリフォルニア・フアースト銀行ロス支店にキヨシ・ニシヤマ名義で当座預金をしていいたいわゆる三十万ドルを、日商岩井アメリカン・ニューヨーク支店、米国日商岩井で、に引き出させて、そうして米国日商が受理したことによって生じた日商岩井本社の米国日商に対する三十万ドルの債権、それを日商岩井と米国日商岩井間の相互計算勘定にボーリング社からの仲介あつせん手数料として借記、計上させている、こういうのが外為法違反の容疑内容と私も聞いております。

また私文書偽造の方は、その三十万ドルに対して、その三十万ドルが日商岩井に支払われたように仮装するためにつくられた契約書偽造とか、あ

るいはRF4E十四機売ったときの手数料、これは事務所経費と両方合わせて二百三十八万七千六百三十四ドルですけれども、それを隠蔽しようとして、四十五万ドルをブリティッシュ・カレドニア航空がブエノスアイレスのアウスツル航空に航空機を売った手数料として受け取るという、いわゆるにせの書類二通をつくらした。う、これを使って日商岩井ロンドン支店との相互計算をしようとした。そういう二社間の契約書までつくったという。

これを両方見ていきますと、この容疑両方からわかることは、日商岩井の裏金づくりは外為法に規定されている商社等の本支店間相互計算制度が隠れみよになっていると考えられる。

外為法によると、相互計算制度というのは、商社などの海外支店、それから海外子会社から本社への送金は一件ごとに日銀に届け出て、そうして大蔵大臣の許可を受けることが必要ということになつていわけですね。けれども、そこに一定の条件があり、満たしてそれを証拠づける書類を日銀に提出すれば、海外支店のつもり子会社から本店への送金が帳簿操作だけでできると、こういうことが裏金づくりの隠れみよになっているというふうに言えると思うんですが、その点はどうか。

○政府委員(宮崎知雄君) 相互計算は、御指摘のように、本店と海外の支店との間ではいろいろ各種の手数料の支払いがございします。その立てかえ受け払いというものが膨大なものになりますので、通常はこれを一定期間貸記または借記しておきまして、期末にその残高を決済するといういわゆる制度でございますが、外為法上も業務の円滑な遂行を図るためには、一定の条件のもとにこの相互計算制度を包括的に許可をしております。

しかし、許可をする場合には一定の条件を課しております。たとえばその取引の対象をいさばるとか、あるいは貸記または借記できる項目というものが、たとえば一定以下の少額の貨物代金は別でございますが、通常は貨物代金は貸借記できな

いか、あるいは手数料にいたしまして一定金額以上のものは貸借記できないというような制限が課してございます。

それからまた、貸記または借記できるその時点といふものも、大体債権債務が確定しましてから三カ月以内に貸借記をする、それからまた、残高の早期決済につきましても、計算期間終了後三カ月にこれを行うという条件がついております。また、そのほか報告を徴するとか、その各々の取引につきまして証拠書類を整備しておかなきゃいけないとかいうような条件をつけて私ども許可をしている次第でございまして、取引の円滑な実施を図ると同時に、やはり外為法の適正な施行という両方の要請を加味して現在そのような条件をつけて執行しているところでござい

ます。

○鈴木一弘君 外為法のこの問題がいわゆる隠れみよになっているということから、その事件再発防止ということになれば、いわゆる一定の条件を満たしてそれを証拠づける書類があれば日銀に提出すればいいというような条文を除いていくというか、少し厳しくするというか、そういう必要が出てこないかということですね。この点はどうか。

○政府委員(宮崎知雄君) 御承知のように、私もいま外為法の全面的な見直しをしております。これは原則的には為替取引というものを自由にしていこうという方面から検討を加えておるわけでございまして、その過程におきましてこの相互計算制度をどういふふうに取り扱っていくかという点も一つの焦点になっております。

私どもも、基本的には自由な方向で為替取引を、為替管理を緩めていくというふうに考えておりますが、この相互計算のように銀行を通じない取引、通常の取引でございまして、大体支払いとかあるいは支払いの受領がすべて銀行を通じると、外国為替公認銀行の窓口においてその適応性がチェックされるというのが現在の為替管理の仕組みになっております。私もとしましては、こ

いう基本的な仕組みというものはやはり残してきたいと考えております。そういう観点からいいますと、確かにこの交互計算というものは例外的な取り扱いになるわけでございますので、こういう例外的なものにつきましては、今後ともひとつ規制の対象としていきたいというふうに考えております。

○鈴木一弘君 これどうも各省間の調整にいま時間がかかっているというところで、政府内部にどうも問題があるようですね。つまり、大蔵と通産の対立のようなことに原因があると。通産の方は、大蔵省は銀行を守っている、こう批判するし、反対に大蔵省は、通産省は権限を温存しているというふうな、こんなふうなことになる、何か各省同士のなわ張り争いのためにおくれているように見えるんですけれども、それよりやはり国益というふうなことを本当は優先しなきゃならぬ。サラ金規制みたいなふうに、何かお互いに引っ張り合いで遅くなってしまうような、こういうことじゃならないと思っております。この点はどうかどうでしょう。大臣はいかがお考えですか。両省にまたがっておりますので……。

○政府委員(宮崎知雄君) まあ、各省間の意見の対立と申しますが、意見の調整に時間がかかっているわけでございますが、確かに一部にはその権限に関する部分もございまして、やっぱり主なもの、実態面での程度自由化が進められるかと、それからその場合の仕組みをどうしたいか、と。たとえばその外国為替公認銀行の制度というものをどうしたいのかというふうなことが実は中心になっていましてございまして、私ももちろん、それから通産省の方もそれぞれ役所の権限ということではなくて、もっと大きな国益全体の立場からこの問題を議論しているわけでございます。

○鈴木一弘君 たとえば、大蔵省の方は外貨の売買、受け払いは原則として為替を通すということ、を条文にはっきりしたいと、そういうことで為替市場の混乱を防ぎたいという意向がある。それに對して通産省、産業界では、それじゃ企業同士の外貨の売買とか交互計算の問題とか交互計算借記

○鈴木一弘君 それで、いまの言葉から現在よりもきつくなるような感じがちよつとありますけれども、あるいは最悪でも現状どおりということであるのかなあというふうに承りました。そうすると、為替の管理の原則自由化という前提に逆行するということにはなるけれども、これはしょうがないんじゃないかというふうに思います。

○鈴木一弘君 だから、そういう金の出入りについて一々為替銀行の確認をとるといって為替確認制、これいまの大蔵省の話からいって、緊急の場合あるいは不正防止のためというふうなことから続けるという方針、そういうように私は再確認されたような感じを受けたんですけれども、これはそうなりますと、もつとゆっくりにしてほしいという交互計算勘定の自由化を望んでいる方とぶつかるわけですね。しかし今度の事件から見ても、この交互計算勘定についてはある程度の規制はやむを得ないだろうというふうに思いますが、この点、この方針には変更ありませんか。

○鈴木一弘君 出したいということですね。ちよつと具体的に、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 大臣、これは政治的御判断があると思ひますので大臣に伺いたいんですが、外為法、外資法の改正案は今国会出ますか、どうですか。

○政府委員(宮崎知雄君) 御承知のように、昨年の三月に経済対策閣僚会議におきまして、原則自由の新しい法体系を確立するために外為法、外資法の全面的な見直しをして今国会に法案を提出するという方針が決定されました。私も、この決定に基づきまして鋭意作業を進めてまいってきております。

○鈴木一弘君 ちよつとと補足させていただきますが、私先ほど為替公認銀行の制度はやっぱり存続すると、これ基本でございますから当然そうでございますが、それですべての取引が全部為替銀行を通るように強制的にしていこうというわけのものではないわけでございます。むしろ例外的な取引、これが取引の必要上こういう例外的なものがあればそれはやはり認めていきたい。しかし、その場合にはやはり一定の条件というものを課してそのルールに従うものだけを認めていきたいと、こういうふうな考えているという趣旨でございます。

○鈴木一弘君 大臣、これは政治的御判断があると思ひますので大臣に伺いたいんですが、外為法、外資法の改正案は今国会出ますか、どうですか。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 ちよつとと補足させていただきますが、私先ほど為替公認銀行の制度はやっぱり存続すると、これ基本でございますから当然そうでございますが、それですべての取引が全部為替銀行を通るように強制的にしていこうというわけのものではないわけでございます。むしろ例外的な取引、これが取引の必要上こういう例外的なものがあればそれはやはり認めていきたい。しかし、その場合にはやはり一定の条件というものを課してそのルールに従うものだけを認めていきたいと、こういうふうな考えているという趣旨でございます。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

○鈴木一弘君 出したいというところで、これは国税当局に伺いたいと思ひますが、一つは日商岩井がR.F.4Eのファントム型偵察機を十四機購入して防衛庁に売却したと。そのことについてダグラス社から受け取った事務所経費の二百三十八万ドルの件ですね。二百三十八万七千六百三十四ドル。

八万ドル云々が日商岩井に入っていることを確認して、そしてこの金は各期ごとに申告されておき、すでに課税をされているということございしますが、ではなぜ収入としてきちんと計上し、税金まで払っておる金について契約書類を偽造したんだらうかということ、他の名目につけかえようとしたのかということの疑問が出てくるわけですから、そこで、各期ごとの申告はどのようになっているかよと伺いたい。

○政府委員(米山武政君) いまのお尋ねの事実は、ちょうど現在検査当局が捜査中でございます。また、私どもの立場からしても具体的な内容についてはお答えを差し控えたいと思っておりますが、いま先生御指摘のように、私どもとしてはこれに該当するのではないかとと思われるような資金は一応つかんでおります。ただ、なぜそれをどうしたかというの、私どもこれは捜査当局の解明にまつ事柄であらうと考えております。

○鈴木一弘君 いや別の角度から伺いますけれども、この二百三十八万ドルは大分未確認なことがある、ちよつと不明確なところがある。で、ちよつと確認したいんですが、当然いままで国税庁で押さえてきたからには必要経費は一体どのくらいなのか。この中で使途不明金は何のくらのあつたのか。これから重加算税の対象になるのではないかと。重加算税の追徴する方針なんというところがすでに新聞等にも出ておりますので伺いたいんですが、その諸点をひとつ明らかにしてくれませんか。

○政府委員(米山武政君) いまの、幾ら入ってそれが幾ら損金になり、しかもその損金の中の中に使途不明金があるかどうかというふうなお尋ね、また、この使途不明金について重加算税を課す方針かどうかということでございますが、内容につきましましては、いま申し上げましたように捜査当局の今後の捜査の容疑事実になっておられますので、私どもとしてはやはりお答えするわけにいかないわけでございます。

それから、したがってこれについて重加算税を課すかどうか、これも現在私どもとしてはまだお答えできる段階にございません。

○鈴木一弘君 調査をしていつてはつきりしてくれば重加算税を課するということはあり得るわけですね。

○政府委員(米山武政君) 調査の結果、それが仮装隠蔽等の事実に基づいて支出されているということになりますれば、当然重加算税の対象になると思ひます。

○鈴木一弘君 こういう一連の事件から見ても、何重加算税を取られてもいいから使途不明金として裏工作の金に使った方が得だと、こういうふうな考へておるんじゃないかということも考えられるわけですね。重加算税の税率はペナルティーという意味が含まれているわけですから、昭和三十七年に国税通則法が改正されるまでは五〇%の税率でした、現在は三〇%になっていて、現行税率はそういうふうな、もしも重加算税を取られてもいいからいわゆる裏金というものをつくっておいた方がいというふうになっているとしたら事ですから、そういう点から見ると三〇%よりまたもとの五〇%に戻した方がいんじゃないかという感じがするんですが、その点いかがですか。

○政府委員(高橋元君) いまお話をございましたように、三十七年に税制調査会で行う御審議を願つて現行の国税通則法の規定の税率になったわけでございます。

それでその節、五〇%という従前の加算税率につきましましてはかえつて厳正な執行が困難になるのではないかと。税務署長の判定によることとございしますから、重加算税を課すべき事実があるかないかということについての紛争もございしましたし、それから、せつとくきれいにして税務調査の結果に従つて納税をして以後立ち直らうというときに、五〇%の重加算税がかへつて桎梏になりまして、それでまあ立ち直れないという問題もあるというふうな指摘もございまして、また罰則との関係も考へて、現在の加算税率になつておるわけでございます。

私どもは、現行の制度といたしますと、一応行政上の秩序を維持するための、税の秩序を維持していくということが一番基本的な委員からもお示しのありましたように重要なことと存じておりますが、現行の納税秩序を維持するための行政制裁として受当な割合であるというふうに思つておるわけでございますが、昭和三十七年、その当時から、それ以前のいろいろな脱税事犯の何といひますか、原因と申しますか理由と申しますか、そういうものと、現在お話をいたしましたようないろいろな経済も落ちつき、それから所得も上がつてまいつた、こういう段階での脱税違反に対する制裁のあり方ということにつきましては、ただいまの御指摘も非常に理由のあるところだというふうに考へます。先ほど申し上げましたように、私どもは現行の制度としては三〇%の加算税率というものが、重加算税と申しますものは、あく数百万の納税者を対象とする制裁としてはこのような割合かというふうに考へておりますが、全体、国税通則法について引き続き検討しておるわけでございます。その中でお示しの問題についてもこれから勉強してまいりたいというふうに考へる次第であります。

○鈴木一弘君 次に、これはアメリカのSECの使命が株主を守るといふことにありますけれども、日本の大蔵省の証券局の場合には、いままでどうも見たところでは株主を守るといふよりも法人企業、金融機関のみをというふうなふうに思われてならないんですけれども、そういう株主を守るシステムというのが日本にはないわけですね。そういうふうな受け取られるんですけれども、この点はどういうふうにお考へでしようか。

○政府委員(渡辺豊樹君) 先生御存じのように、証券局は証券取引法に基づきまして証券行政を執行しているわけでございますが、証券取引法の目的は投資者保護でございます。その投資者保護に徹するよう証券行政を執行しているわけでございますが、間々ディスクロージャーの面で、たとえば粉飾決算のような事例が発生するケースがあるわけでございます。

これはまことに遺憾に考へている次第でございます。こういうことを絶滅を期するためには、まず何よりもその企業自身が株主——投資者保護の趣旨に徹してディスクロージャーを行うことが必要でございますし、かつまた、証券取引法に基づきまして公認会計士が企業の財務内容について監査をしているわけでございますが、専門家である公認会計士が企業会計の原則に従つて適正に企業が会計処理をしているかどうかを時間をかけ、十分監査しているわけでございます。公認会計士が企業から独立して厳正な監査が行われるということが第二に必要なことだと思ひますし、また、その方向で証券行政も執行してまいりたいと考へております。

○鈴木一弘君 公認会計士が監査した場合、その監査をした企業から報酬を受け取るというふうなことはありますね。

○政府委員(渡辺豊樹君) 公認会計士は企業と監査契約を締結するわけでございますから、その監査に対する報酬を企業から受け取っているわけでございます。

○鈴木一弘君 そういう制度自体に一つ根本的欠陥があるんじゃないか、公認会計士制度そのものが、そういう公認会計士の段階で企業の不正会計が確認できる、摘発できる、そういうように本当はすべきだと思つておるんですが、どうしてもお金をもらうということになると、ときたま不正が出てくるのもいままでも何回もありました。そういうことが起きてくる心配があるんですけれども、そういうおそれのない公認会計士制度というもの、その確立する必要があるんじゃないかと思つておりますが、どうですか。

○政府委員(渡辺豊樹君) 先生御指摘のように、公認会計士が企業から独立して、独立性を保持して監査業務を徹しなければならぬのは、もう当然のことでございます。よくアメリカの公認会計士と日本の公認会計士が比較されるわけでございますが、たとえば先生御指摘のように、公認会計士が企業から報酬を受け取つて監査をするという

わけでございます。これはまことに遺憾に考へている次第でございます。こういうことを絶滅を期するためには、まず何よりもその企業自身が株主——投資者保護の趣旨に徹してディスクロージャーを行うことが必要でございますし、かつまた、証券取引法に基づきまして公認会計士が企業の財務内容について監査をしているわけでございますが、専門家である公認会計士が企業会計の原則に従つて適正に企業が会計処理をしているかどうかを時間をかけ、十分監査しているわけでございます。公認会計士が企業から独立して厳正な監査が行われるということが第二に必要なことだと思ひますし、また、その方向で証券行政も執行してまいりたいと考へております。

○鈴木一弘君 公認会計士が監査した場合、その監査をした企業から報酬を受け取るというふうなことはありますね。

○政府委員(渡辺豊樹君) 公認会計士は企業と監査契約を締結するわけでございますから、その監査に対する報酬を企業から受け取っているわけでございます。

ところの問題があるのではないかと御意見が出ておられることも承知しておりますが、アメリカにおきましても、公認会計士が企業と契約を締結して企業から報酬を受けて監査をしており、かつまた、厳正な監査が行われているわけでござい

ただ、アメリカの場合には公認会計士の制度そのものがもう長年の歴史を持っておりまして、かつまた、御存じのように非常に大規模な監査法人というものがございまして、多くの人間を抱え、厳密な監査をしているわけでございまして。わが国の場合にも、現在、監査法人制度、アメリカのビッグエイトのような監査法人制度というのを設けているわけでございまして、これはまだ証取監査を受けている企業の全部を監査法人が監査をしていてという実態までははいっておりません。私どもといたしましては、企業から独立性を保持し、かつ、組織的な監査を行っていくためには、監査法人による監査が望ましいと思ひますし、かつ、個人の公認会計士が監査をいたします場合も、単独というよりは、何人かで共同して監査を行い、相互にチェックし合いながら厳密な監査をできるという方向に持っていくというところで、昨年の九月に私の名前が公認会計士協会に通過も出し、かつ、公認会計士協会の中に監査の実施の委員会を設けまして、厳正な監査をできるようなシステム、その方法等をいま勉強しているところでござ

います。

○鈴木一弘君 ロッキードの事件にしても今回のダグラス、グラマンの問題にしても、いずれにしましても、アメリカのSECから発端され、その報告書から発覚をされてきたということがござい

すか。

○政府委員(渡辺豊樹君) ロッキード事件にいたしましても今回の事件にいたしましても、アメリカの航空会社の海外に対する不正支払いというところから端を発しているわけでございまして、先生御存じのように、アメリカの場合には、「海外に対する不正支払いを防止する法律」というのができていますのでございまして。こういう法律等の精神に基づきましてSECが調査をいたしまして、企業に対して開示を求めるために資料の提出あるいは証人の喚問等を行うわけでござい

が、仮に企業がこれに応じなかった場合には、SECは裁判所に対して企業にそういう提出命令を出すことを求めることができるわけでござい

ます。たしかロッキード事件の資料提出は、この裁判所の提出命令によって提出されたというふうに私は承知しております。かつまた、それに基づきまして、企業にSECが開示を求める——資料を提出するだけではなくて、ディスクロージャーを求める場合には、企業はこれにに応じなかったというときには、SECはまた裁判所に対して、そういう開示をしないという行為をとめるような差し止めの請求をするわけでござい

ます。企業は、その差し止めの請求が行われます場合には、御存じのようにアメリカの裁判所は衡平法の原理に基づきまして判決を下すという観点から、最終判決まで企業は争わず、法律違反を犯したことを認めるわけではないけれども、開示をすることに同意するとい

う、いわゆる同意審決という形で開示をいたしま

す。ロッキード事件の場合にもそういう形でござい

まして、SECは多くの人間を抱え、かつ、法律に基づき強い権限を持っておりま

す。これをバックアップしていると申しますか、これが有効に機能的に動く背景には、ただいま申し上げましたように、アメリカの司法制度、裁判制度というものが私は大変大きな力になっているのではないかとこのように考えております。

○鈴木一弘君 アメリカの制度のことを聞いてい

るんじやなくて、こちらとしてもできる限りのこ

とはということをおもうんだけれども、こういう事件の再発防止だけは本気になってやらなきゃならないということが一番大事だと思います。起きてしまった事件でありますから——しようがないとは言えませんが、こういうことが二度とないようになりなす、現地法人が悪徳商法のいわゆるパイプ役を演ずるというようなことを許さないという制度というよりなことの確立であるとか、そういうことが必要であらうと、実効のある措置が必要であらうと思ひます。この点大蔵大臣はどうお考えでござい

○國務大臣(金子一平君) 先般、ロッキード事件が起きた直後におきましても、再発防止のための幾つかの項目を取り上げまして閣議了解が行われたことは事実でござい

ます。そのあるものはすでに実行に移され、またあるいは法律改正を要するものにつきましては、現在国会でも御審議いただいておりますように、刑法の改正その他の問題に広範に及んでおるわけでござい

ますけれども、やっぱり私は、一つは、企業並びに関係者のモラルの問題、これはやはり今後大いに強調しなきゃいかぬ問題であると思ひますし、同時にやはり行政上、手の尽くせるところはしっかり今後

も極力手を尽くしていくつもりでおるのでござい

ますが、SECのようなものを日本に設けるかどうか、たびたび議論として取り上げられておるところでござい

ますけれども、御承知のとおり、向こうは、いまも証券局長も言っておりますように海外不正支払いの防止法というようなものがあつて、その番人というような立場で準檢察的な機能を果たしておるわけでござい

ますし、こういうものをいま直ちにすぐ日本に取り込むかどうかにつきましては立法上の大きな問題でもござい

ますので、十分かつ慎重に検討させていただきたいと考えておる次第でござい

○鈴木一弘君 航空機の取引については質問をこ

れで終わります。

次は、財政収支試算の中で国民総生産、名目の

その伸び率に対する税収の弾性値について、昭和六十年度のみ一・二で示しております。あとの年度についてはこのGNP伸び率に対する税収の弾性値は何にもこれないわけですね、これ読むと。それについてどうなっているんですか。

○政府委員(高橋元君) 財政収支試算の考え方を、少し恐縮でござい

ますが、この中の税収の見込みのやり方について御説明をしてお答え申し上げたいと思ひ

ます。この財政収支試算は、経済社会新七カ年計画の基本構想によりまして、六十年度に均衡のとれた経済社会の姿をつくつてまいりますためには、六十年度における租税の国民所得に対する負担率が二六ポイント二分の一ということになることが適当であるという想定をいたしております。この二六ポイント二分の一というものを従来の傾向等も考えまして国税と地方税に分けて六十年度における税収を計算いたしますと、これが五十六兆一千五百億ということになるわけであります。その場合の国税としての負担率と地方税としての負担率とはほぼ二対一という割合で分かれるという想定を置きました。五十九年度までに、いわば現行税制以外に新しい税制を導入して、増税によって税収の均衡、財政の均衡を図っていくということが達成されませんと、六十年度以降に予定されております特別公債の償還という問題もござい

ますので、五十九年度と六十年度の間の、この一カ年間につきましては経済成長率一〇・三掛ける一・二という弾性値で、いまお話をいたしましたように税収が伸びるものというふうに想定いたしました。いま申し上げました五十六兆一千五百億円から逆に一二・五で戻しましたものを五十九年度の税収としたわけであり

五十九年度の税収と五十四年度の税収、これはGNPに対する負担率が一九・六ということでござい

ますが、これとの間には等比で結びまして、したが

いまして、各年の税収の伸び率は一八・二%、経常部門につきましてはそうなります。この一八・二%は制度改正による増を織り込んでのこ

とでございますから、既存税制の伸びにつきましては五十四年から五十九年までの各年度につきまして、いずれも成長率一〇・三掛ける弾性値一・二という形で推計をいたしました。そのことは本表の後の方に計算方法が書いてございまして、その(3)の(1)というところは実は書いてあるわけでございます。

そういう計算方法をとりましたので、この五カ年間を通じて税制の持ちますところの名目GNPに対する弾性値は通じて一・二という想定を置いておるわけでございます。ただ、五十五から五十九の各年度につきましては自然増収以外に新規の税制が必要である。その累計額が九兆一千百億円であるということを(3)の(1)というところに表示してあるわけでありまして。

ちよつとお答えの中で間違つておりました。名目の平均成長率一〇・三と申し上げましたが、一〇・四の誤りでございましておわびいたします。

○鈴木一弘君 いままでのGNPの伸び率に対する主要税目の税収の弾性値というのは、昭和四十七年度が一・三九、四十八年度が一・九二、四十九年度が一・九一、五十年はマイナスでございまして一・三五、五十一年が一・〇一、五十二年が一・〇八と、こうなつておりますけれども、五十三年度については大変後半税収の伸びが好調でございまして、この弾性値は一体どのくらいになりますか。

○政府委員(高橋元君) いまお話しでございますように、五十三年度につきましては、まだ四カ月分までは税収がわかりませんので、確定的なことは申しませんが、一月末まで把握しております税収の累計からいたしますと、補正後予算額を達成して若干その上になるかもしれないという感じはいたしております。ただし、その若干がどの程度であるのか、これは源泉所得税なり、土地の譲渡を含みます申告所得税なり、それから印紙税なり、かなり悪い税目が多いわけでございますので、これからでないと金額はわかりません。し

たがしまして、いまの段階で五十三年度の税収額、それから経済成長率、両方とも未確定の要因を含んでおりますから、弾性値を申し上げるのは非常に大胆に過ぎるわけでありまして、一応名目成長率が経済見通しどおりであるというふうに考えまして、それに対応いたしまして税収予算が達成されたものというふうに考えますと、恐らく一・六台、一・六強というところになるかと思ひます。そんなふうに計算されております。

○鈴木一弘君 五十三年度の年度内の自然増収がいま答弁がでなかつたようでございまして、けれども、どうも五千億程度になるのではないかとというのが言われておるんですけれども、どうも大蔵省はそう見ているんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(高橋元君) これは全くいまの段階ではお答えできないわけでございます。御了承いただきたいと思ひますが、弾性値が動いてまいるほど、一ポイント動く、ゼロ・ポイント一動くほどの大きな自然増収ということはどういふことだということに考えます。幾らであるかということについて、これから未確定の要因も多いわけですし、それから二、三、四、五カ月の税収のウエイトも非常に多いわけでございます。いまお答えを申し上げることはお許しただきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 この一・二以上になりませんが、弾性値が、五十三年度、どうも大増収があるような感じがするのだけれども。

○政府委員(高橋元君) 源泉の所得税が賃金と利子と両方の要因で見込みをかなり下回ることだと思ひます。今後の法人税収をどう見るかということにもよりますが、申上げておられます土地の譲渡、もう一つは、申上げておられます土地の譲渡所得を含みます申告所得税のこれは納期が終わつたわけでございますが、その実績いかんというところが大きなファクターになってまいるわけでありまして、したがって、どのくらいのオーダーかということとはわかりませんが、いまおっしゃいますように、弾性値が一を上回るといふような形にはと

うていならないというふうに思つております。

○鈴木一弘君 五十一年、五十二年、この両方が一・〇一、一・〇八と上がつてきていますよね。それなのにどうして五十三年度がならないのだから、ぼくらその辺がちよつとよくわからないんです。本年度は本当は相当好ましい結果が出るんじゃないかと思つてゐるのですよ。

○政府委員(高橋元君) これは鈴木委員よく御案内のことでございますが、五十三年度の法人税の税額と申しますのは、実は五十二年度非常に景気の悪うございましたあの時期の景況を映しておる部分が多いわけでありまして、それは五十二年中に進行した事業年度の法人税が五十三年度に収納されてまいります関係で、五十三年度が景気が五十二年に比べて立ち直つたからと申しまして直ちに五十三年度税収に結びつくわけではございませんので、したがって、五十二年の後半のように、非常に悪い時期の影響が非常に大きく出ておりますので、五十三年度税収につきまして五十二年、五十二年よりも弾性値が低くなるということはあるわけでございます。

○鈴木一弘君 本会議でも私は質問したんですけれども、経済成長率とか租税の収入金額、それはその年度内の経済運営の結果で決まるわけでございます。したがって、経済動向が変化すれば成長率も税収も変わると、これは当然です。そういうことでございまして、高度経済成長時代から現在に至る安定成長時代、こうなつておりますが、景気循環のサイクルは非常にゆくりしたものでありと思ひますが、その点どういふふうに見ていただけますか。これは経済企画庁ですね。

○説明員(横溝雅夫君) お答えいたします。御指摘のように、まあ石油危機の前、御承知のとおり、経済成長率一〇％成長をしておつたわけでございますけれども、その後、昭和四十九年度でございまして、その後、昭和四十九年度で経済成長率ゼロ％、五十年で三・二、五十一年で五・九、五十二年で五・六というふうな成長率かなり鈍化しております。これを御指摘の景気循環という視点で見るといたしますと、私も経済企

画庁で景気動向指数というのをつくつておりますが、これで景気の山、谷の転換点を決めております。

それで、まあ最近時点で申しますと、昭和四十八年十一月が景気の山でございまして、それから景気は収縮局面に入りまして、五十年三月が谷でございまして、したがって、五十年三月以降は景気循環論的には見ております。ただ、御指摘のように、この景気の回復のテンポと申しますのは、いままでの景気回復局面に比べて非常に緩やかでありまして、たとえば過去の景気回復局面と比べてみますと、いわゆる昭和四十年不況のときは、景気の谷が四十年十月でございましたけれども、この四十年十月を含む四十一年の成長率が五・一％、それが四十一年には九・八、四十二年には一二・九と非常に急速に拡大していったわけでございます。

それから、四十六年不況の場合は、景気の谷が四十六年十二月でございまして、この十二月を含む四十六年度の成長率が五・二％、それが四十七年には九・五、四十八年には一〇・〇と、まあ景気の谷を含む年から二年目にはいづれも一〇％近い、一〇％を超える拡大になっております。

ところが今回は、景気の谷が五十年三月で、これを含む一年といひますと四十九年度になります。これが先ほど申しましたようにゼロ％、五十年で三・二％、五十一年で五・九と、二年目になつても六％をちよつと切る程度という緩やかなテンポという特徴がございまして。

で、まあその要因でございまして、やはり民需がなかなか出ないというのが今回の景気回復局面の特徴かと思ひます。それはやはり石油危機という非常に異常な事態があつたために経済の成長率も鈍化したいたしましたし、経済成長のパターンも変わったという中で、過剰在庫が非常に積み上がる、あるいは過剰設備が生じてしまふという環境の中で、在庫投資が出ると設備投資が出るとかという民需がなかなか出にくい状況が今回あつた。

そういうために景気の回復テンポが緩やかであつたと。また財政がそれを支えるために、最近に至るまで支え続けざるを得なかったということかと思ひます。

ただ、まあ最近の状況は、五十二年、五十三年と大変まあ財政も出たということの波及効果もございまして、それから民間企業の方も過剰在庫の整理なり減速経済の適応なりということが進んでまいりましたので、民需もようやく動きが出てまいりまして、なお財政に支えられてはおりますが、ようやく民需がかなり底がたく出るような局面になつてきておるのではないかと思ひます。このような調子がいましばらく続くんではないかと考えております。

○鈴木一弘君 いまの御答弁からわかるのは、四十九年のゼロ成長、それから五十年の三・二%というふうなところ辺が底で、しかし、それはほぼつづつ上がつてきていると、いまお話しした民需にようやく手がたいものが出てきたと、動きが出たということが言われましたが、そういう点から見ると、景気のサイクルとしてはかなり上向いてきているというふうにとれる。ただ一〇%まで回復することは不可能かもしれせんけれども、この調子でいくと五十三、五十四年というのはどういふ方向に行きそうな感じがしますか。

○説明員(横溝雅夫君) 一方ではそのように民需がようやく動き出したという面がございまして、他方では、御承知のとおり昨年の秋までの急速な円高の影響で輸出が現在数量ベースで減り続けておりますし、輸入がかなりのテンポで増加しております。こういう海外面からのデフレ効果があらわれておりますので、この内需の面では比較的強くなつてまいりましたが、海外面からのマイナス効果と両方相殺し合ひまして、経済全体の拡大テンポはおしやるように、ちよつとかつての一〇%というふうなテンポにはなかなか乗らなくて、一応政府の経済見通しとしては今年度六%、来年度六・三%という見通しになつておることは御承知のとおりでございます。

○鈴木一弘君 私は、それがもう少し上回つてくるんじゃないかというように思つてゐるわけですが、というのは、景気循環のサイクルが以前とは大きく変わつてゐるけれども、やはりサイクルはあるわけでございますから、そういう点でこれがどういふふうな、いわゆる民需そのほかが下支えとなつて伸びていくか、これから見なければならぬので断言はできないんですけれども、もつと上がるような感じがしてならないわけですが、そこで、今度ちよつと方向を変えて伺いたいんですが、そういう景気循環のサイクルがある。それが財政に影響を与えてゐる。循環の底のときにはどうしても租税収入も低くなるし、景気浮揚のための財政支出はふやさなければならぬ。つまり財政的には赤字が多くなるということではしようがない。逆の場合は、これは循環的な財政赤字だと思ひます。

だから、税財政上これから考えていくと、これからの計画を立てるにしても何にしても、この点を十分検討をして見なくちゃいけないんだらうと思ひますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(高橋元君) 仰せのありますように、財政が景気を補正してまいると申しますか、そういうふうな財政政策に対する要請というものがございまして、これについて、従前からお答えしておりますように、石油危機以後歳出の面、それから歳入の面を通じて全体としてそういう運営に努力してまいつたわけでありまして、今後景気が循環として上向きの方に入るといたしますれば、確かにお示しのように税収がふえてまいり、現行税制で弾性値が、自後的に申せば弾性値が高くなるという形をとることもあらうかというふうなことが予想されるわけでありまして、その局面では、また歳出面で抑制的な傾向というものととられてしかるべきものというふうな存じまして、両者の差としての財政ギャップというものが好況と申しますか、好調に転ずるといふことはあらうかと存じますが、現在私どもが当面しております財政の赤字と申しますのは、循環的な局面での黒字傾向とい

うものを打ち消して、なおかつ構造的に残るものであらうというふうな思ひわけでありまして、財政収支試算は、循環的な局面を全く度外視いたしまして、さきに申し上げました名目の成長率が各年度一〇・四である、いわば定率的に伸びていく景気循環のない想定を置いております。それと、現実には景気局面によつて出てまいります税収、またはその政府が組みます歳出の水準というものはおのずから異にするようになってまいるわけでありまして、そういう各年度の経済情勢に応じて税制なりそれから歳出なりというものを最も適当な形で調理をしてまいるというのが、年々の財政運営について財政当局として一番苦心を重ねておるところでございます。今後も一層努力、工夫をしてまいりたいと思ひます。

○鈴木一弘君 これで時間が来たので終わりますけれども、大蔵省は構造的財政赤字ということをやつと申つてこられた。その面がないというわけじゃありませんけれども、しかし、そういう点から現行税制での財源調達能力の限界、そういうことについて強調されてゐる。しかしいま伺つたように、景気循環サイクルもあるということから見ると、五十年から五十三年度までの財政赤字についても、これを構造的財政赤字と決めつけるわけにはいかない、やつぱり循環的財政赤字の部分もあるというふうに見なければならぬ、こう思ひわけです。そうすると、現行税制の財源調達能力の検証というの、これじゃ、構造的財政赤字と申すは十分である、十分でないと言わざるを得ないと思ひます。その点をどう思つていらつしやるか。この点で最後に大蔵大臣から、今後どういふふうなこの構造的財政赤字というものと景気の循環的赤字というものを比べたいらつしやるか、伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(金子一平君) いまの御指摘の景気循環ですけれども、石油ショックの前まではこれは世界各國、大体時期の多少のずれはありましたが、景気不景気の循環の経済構造で動いておつたので

ございまして、石油ショック後、それがいろんな経済成長の要因に波及いたしましたので、従来のようなパターンで動かなくなつたといふところに一番の問題があると思ひます。日本も財政的にはケインズ流の考え方、思ひ切つて財政面から刺激すれば、ある程度また景気が上がつてきて税収もふえるんじゃないかという考え方で、今日までいろいろの努力を積み重ねてまいりましたことは御承知のとおりでございますが、それは必ずしも従来のようなふうには動かなくなつてきてゐると、今日の経済が。

そこで実は、私ども非常に困つてゐるわけでございます。ある程度従来の通りの型では動かさないぞといふことを前提にしながら、今日の累積しております財政赤字の解消に努めなさいかねと。まあ、去年から非常に努力してまいりましたので、やつといま経済全般として明るい空気がやや出てまいりまして、三月期決算も少しづつ好収益に転じておるようでございますが、これは軽量経営と申しますか、の結果でございます。果たしてこれがすぐ設備投資につながり個人の消費の増につながらるか、そこら辺の見通しが私どももいたしまして、これは経企庁自体もそうだろうと思ひますが、むずかしいところだと考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 終わります。

○矢追秀彦君 初めに、住宅の税制について伺ひます。

住宅の供給を少しでも行いやすいように方策を税制面でもとるべきだと思ひますが、現在の新築住宅の場合、住宅取得控除、住宅ローン控除、また住宅貯蓄控除、こういった面の税制において優遇されておりますが、そのまづ内容を説明していただきたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 住宅取得控除でございますが、これは新しく住宅を新築いたしました場合に、その住宅の大ききさという問題はございましてけれども、最高六万円で面積に應じまして三年間税額控除を受けるという制度であります。

住宅貯蓄控除につきましては税額控除でございます。長期の財形の場合には最高五万円まで十年間、短期の財形の場合には最高四万円、一般住宅貯蓄の場合には最高三万円、七年間の税額控除をいたします。これは財産形成貯蓄、住宅貯蓄を伴うわけでございますから、新築、中古、いずれの場合にも適用になる。これは住宅貯蓄についての優遇ということでありまして、

○矢追秀彦君 次に地方税であります。固定資産税、不動産取得税、これは新築についてはどうなっておりますか。また登録免許税、これについても伺いたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 国税の方の登録免許税でございますが、新築の住宅につきましては所有権の保存登記でございますが、これは本則千分の六を千分の二に軽減いたしております。新築の場合に所有権の移転登記を伴いますことは比較的少ないわけでございますが、ただ建て売りの場合とか、それからマンションの場合等にそういう事例が若干ございます。その場合の所有権の移転登記の登録免許税でございますが、本則千分の五を千分の二に軽減をいたしております。

それから不動産取得税でございますが、住宅を建設いたしました場合に、一戸につきまして、その価格から三百五十万円を控除するという形で軽減をいたしております。

固定資産税につきましては、昭和五十六年一月一日までに新築されたものにつきまして、固定資産税を新たに課される年度から三年間、一定の規模、面積、構造を備えまして建物につきまして、税額を二分の一に軽減いたすという制度が行われております。

ついでには、新築に比べて大変不利な点が多いわけですが、

最近、大変中古住宅の人氣が出てきておりまして、これは御承知と思いますが、大変売れてきておるわけですね。どうしてこれが人氣が出てきているかという点、もちろん中古を買って建てかえる人もいますし、やはり新築にこしたことはない。しかし値段が高いうえに手が出ない。そういう人たちは、むしろ中古に入つて、そうして少しがましきように、こういうのがかなり多いために、この中古住宅の人氣が出ておる、こう言えるかと思ひます。まあ、それがすべてではないと思ひますけれども、そういう意味で、この中古住宅に対して、さき申し上げた新築とでは大変差が出てきているわけですね。

たとえば、これは一つの例ですが千六百万円のマンション、これは土地、建物とも固定資産評価額は四百万円、これを購入した場合、中古と新築では三十六万円も購入に伴う税の開きが出てきておるわけですね。こういった点で、すべて新築並みとはいへなくとも、何らかのことを考える必要が出てきておるのではないかと、こう考えるわけですが、その前に、まず中古については、登録免許税は今回少し優遇されておるようですね。新築と同じようになつてきておるわけですが、そのほかは全然変わつていない。したがって、中古と新築については差があると、これはお認めになりますね。

○政府委員(高橋元君) ただいまお話ありましたように、新築住宅と中古住宅で税制上の優遇を異にしておるのではないかと御指摘だと思ひます。

それは、第三次の住宅建設五カ年計画の中でも、持ち家の建設を五カ年間に五百十万户必要であるという想定を置いております。現在の住宅に関する政策の最も重要な目標は、住宅の新築であるということであらうというふうに思ひます。そういう事情を受けて、住宅金融公庫の融資につきましては、中古住宅の取得という点につきましては限られた場合に融資の道を開くということ

にとどめておるわけでありまして。それが、住宅政策の中核は、持ち家につきましては住宅金融公庫の金融であるというふうな存じますが、いわば従属的な政策として政策規制があるわけでございますけれども、住宅取得に関する税の控除につきましても新築の住宅に限つて税額の控除をやるという制度にいたしておるわけでありまして、

○矢追秀彦君 私、新築をやめてしまへという意味ではなくて、やはりいま住宅が大変國民にとつては一番深刻な問題でありますし、そういう意味で、新築をどんどん進めようという意味でいまの税の優遇措置ということがされたと思ひます。とすると、やっぱり新築が高いから買えないから中古を買ふという人、これも同じような税の適用があつていいのではないかと。たとえば銀行の場合、金融機関の場合は、ことしになりまして中古に対しては新築並みのローンになつてきている、借りやすくもなつてきているわけですね。そういう金融機関でも新築と中古の差別をなくしてきているわけですね。したがって、税の面だけがまだ中古と新築とが違ひ、こういった点では素朴な國民の感情として納得できない。確かに、新築を推進させるといふことはわかるんですが、これまで悪いと言つておるわけじゃないわけですね、中古についてもその点は考慮すべきではなからうかと、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 先ほど、国の持ち家に対する政策の中核は住宅公庫の融資であるということと申し上げたわけでございますが、住宅公庫の融資制度をとりましても、その対象になりますものはいわゆる中古マンションでございます。購入価格が千五百万円以下で、五十年三月三十一日以前に建てられておつて、その後売り主が現在居住しておるか、五十二年四月一日以降に住んでおるか、その2DK以上のものにつきまして六百六十万円という貸付限度を設けて融資をしておるわけでございます。中古住宅の流通全体を政策金融の対象としておらないわけでありまして、そういうものについて公的な助成をするかしないかという問題につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、持ち家の新設戸数の増加ということと、そこに政策をばつて志向をしていくという現在の政策体系全般の中で住宅取得に関する税制もいろいろな制度を設けておるということで、その点につきましては先ほど御説明したとおりでございますが、したがって、中古の住宅の流通に対して税の面で軽減を加えてそれにくつといふところまで税制としては踏み切れないということでございます。

○矢追秀彦君 いま踏み切れないというお話ですが、中古住宅の流通が進めば、これも結局建てかへ需要で新築住宅の建築促進にもなるわけですね。だから、新築をしたときにやるとさつきも少し言われましたけれども、そういう意味で私は、いま中古まではいかないとおつしやいますけれども、これもやることによって結局新築の促進にもなるんじゃないですか。実際中古の家を新しく建てて古い家を売つていられるわけですから、古い家がどんどん売れるようになってくれば、やっぱりいまの家を売つて新しいところへ入らうと、需要が結構あるわけですから、それは進むんじゃないでしょうか、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 今回御審議をお願いいたしております租税特別措置法の中で、中古住宅の取得に係る登記に対する登録免許税、この軽減という条文を中に入れてお願いをいたしております。これはただいまお話ありましたような中古住宅の取得に対して、その居住水準が上昇してまいると、そういう点に着目をしていたしまして登録免許税の軽減を図つておるわけでありまして、

先ほどの冒頭の御説明の際にも触れたわけでございますが、住宅取得に対する登録免許税は千分の五十という税率でありますので、登録免許税が中古住宅の取得の場合の税負担としては実際上一番大きいのではないかと、こういうふうに私も考えております。中古住宅が軽減したことによりまして新築住宅に対する価格が相対的に安くなつておるといふことを考えますと、この登録免許税の軽減と

いうことを通じて居住水準の向上に資するということ、私どもは税負担の軽減という面では十分こたえられることができるのではないかと、このように考へておる次第であります。

○矢追秀彦君　そうすると、ローン控除、まああのことはなかなかむずかしいとおっしゃいますけれども、そうしますと、じゃ住宅ローンの控除ぐらいいは、いま言った銀行の方が新築も中古も同じような条件で貸し出しをするようになってくる現在では、今年度はこれは無理かと思ひますけれども、まず次に、いま登録免許税はいいとして、その次は住宅ローン控除あたりはこれは対象になるんじゃないでしょうか。その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君)　住宅取得控除を所得税法の特例として設けておりますのは、取得費用の軽減ということよりも、むしろそういう税額控除を通じて住宅建設を促進していくという政策的な意図であります。中古住宅を売却して新築住宅に入る人、その中古住宅を買って従前の居住水準よりもよりよい居住水準の方に移る人、それぞれあつて、新築住宅の建設のために中古住宅の取得を容易にしてやればそれが全体を促進する作用を持つてゐるのではないかとお話を、そういう面も確かにあるわけでございますけれども、住宅取得、新築住宅の取得というところに政策の重点を志向して、そこで金融の措置も税制の措置も集中してやっておるということでございますから、したがひまして、これについて住宅取得の場合のいわゆる取得控除なりローン控除というものを及ぼすのは、現在の段階では相当というふうに考へておらないので御理解をいただきたいと思ひます。

○矢追秀彦君　先ほどからも新築新築ばかりだわつておられますけれども、要するに国民から見れば、新築であろうが中古であろうがとにかく住宅が手に入ることが大変大事なことであつて、いまだにかく住宅に困つておるわけですから、特に都会は、だから、いま住宅をつくるんだと、新築の方ばかり強調されて、それ以外は全然だめだという

ような非常にかたい主税当局の御答弁ですけれども、もう少し柔軟にお考えいただいてもいいんじゃないかと思ふんですけれども、非常にしつこいようですけれども、これは大臣はどう考へておるか。

○国務大臣(金子一平君)　最近の住宅不足を解消するために税制の面でも新築住宅を促進しようというところでこの制度を設けたわけでございまして、制度創設に際しましては関係省との間におきましていろいろ議論ございました。特に矢追先生のおっしゃるような中古住宅についてもどうかという議論もございましたけれども、やはり相当大きな控除を認めてゐるものから、一遍に中古までいくのは財政上いかにかというところで、登録免許税をとりあえず手当てすることにしたような次第でございまして、矢追さんのおっしゃるような観点から言へば、それは一緒に扱つていいんじゃないかということになるわけですが、けれども、何せ相当大きな特典を与えることになるものでありますから、一遍にそこまで手を開いたらとても税制としてもちやせんよというものが大蔵当局の考へ方であつたと思ひます。この問題は、これからのこともありますから、十分また検討させていただきます。

○矢追秀彦君　最後の切り札はいつも金がないからということ逃げられてしまふんですけれども、そう言われたら、やっぱり財政難ということでは私もよくわかつておりますので、ちよつと声が小さくなるわけですが、しかしいま庶民としては、いろいろな問題ありますけれども、大体いま住宅、年金、教育、医療、災害、そこら辺あたりが一番国民の不安だと思ふんですね。特に都会ではもう住宅。ほかの方はわりあい満ち足りてきていますから、やはりいまは住まいの方が一番問題になってきておる。だんだん質のいいものをというところで、だから新築促進、これ結構なんですけれども、これだけ中古住宅が売れてゐるという現状、これはやっぱり少しでも節約をして、少しもしんぼうしてでもまたお金をためて、まあい

ずれば新しいのでも建てようかということでも中古に入る。それでなければどこか田舎の土地だけを買つて住めばいいわけですが、それもいかにないのでも中古になつてゐる。マンションだつて、マンションはなかなかいま売れ行きも、いいところ悪いところとありましてこれはアンバランスありますけれども、特にいわゆる一戸建てというのはわりあい中古が売れてゐるわけですから、そういう実情と、それから国民は大変住宅で悩んでゐる、またローンで困つてゐる、そういうことがありますので、ぜひ少しでも負担を軽減するということの意味の上から、いままでのような固定概念をひとつ取つていただいて、前向きな検討、これは要望したいと思ひます。

次に、それに絡みまして土地税制ですが、今回の改定によりまして、実地宅地の供給がどれぐらいいふえるかと計算をされておりますか。

○説明員(木内啓吉君)　お答え申し上げます。今回の土地税制の改正の中で、宅地関係の税制改正と申しましては、一つは公的な宅地供給にかかわるもの。もう一つは千平米以上の宅地で、開発許可を受けた民間の宅地開発にかかわるもの。もう一つが五十戸以上の住宅、あるいは三十戸以上の一団のマンション、そういうふうなものに対する主として用地、素地と申しますか用地と申しますか、用地の取得にかかわるというところをねらいとして、比例税率の部分を四千万まで引き上げるといふことと、それ以上の場合の四分の三の総合税率を二分の一にするという軽減措置でございますけれども、このねらいと申しますところは、主としてこういうふうなまとまりのある開発と申しますのは、その土地提供者の中にながりの量の土地を提供する場合がございまして、これは面積的にも、それから金額でも申しますと五千万とか一億とか、そういうふうなまとまりの土地の提供がないと、そういうまとまりの土地が開発できないというふうなのが実情でございます。御承知のように、四十四年から五十年までの比例税率を五十一年から四分の三総合税率になりました結果、そういうところある程

度まとまりの土地を提供する方々は土地の売却を、非常に重課でございますのでちやうちよするか、あるいは土地を細切れにして売るといふ傾向が出てまいつておるのではないかと考へておるわけでございます。そういうこともございまして、私たちはその土地税制も、宅地供給現在減少しておりますけれども、一つの原因ではないかというふうに見て、このところに焦点を当てていただきまして改正をお願いしてゐるわけでございます。

そういうふうなことでございまして、そういう改正がなされることによりまして相当の効果があらうというふうに考へてゐるわけでございますけれども、この効果を端的に数字でどのくらいということになりまして、当然のことでございますけれども、土地所有者の意識の問題、あるいは他の経済要因の問題、そういうものが絡んでまいりますし、また、施策としても総合的に講じていく施策でございますから、この施策だけでどうというところは正確には非常にむずかしいことだと考へております。ただ、従来の税金、何回か変わつておりますときの税率と長期譲渡所得金額の動きの推移、あるいは土地の取引量の推移の問題、それと宅地供給量の推移等を勘案してみますと、相当程度効果が期待できるというふうに考へてゐるわけでございます。

○矢追秀彦君　まだ実地税制が通過してない、この法律が通過してないにもかかわらず、現状においては土地がどんどん上がつてきておりますし、前回税制が変わつて、その後は、ちやうど不景気と重なつたために知りませんが、あれも大体は土地の値上がりを防ぐためにある程度つくられた税制改正だつたと思ふんですが、しかし、それは安定をしたように見えていたんですが、これは景気の関係であつて、その後現在になりまして、いわゆる現状の中でも相当の値上がりをしている。

それから、今回の税制改正で実地恩恵を受ける人というのは、恩恵を受けて、しかも土地をその

ために手放そうという人は果たしてどれだけあるのかと考えますと、実際疑問に思われるわけです。実際、いわゆる一般個人の持っている土地で対象になるのはほとんどないわけですね。先祖代々持っている土地とか、ちよつと離れたところに土地があると、これはいざれ売りたいんだと、自分は住んでこれから仕事するところは違ふと。そういうのは要するに売つたら損だと、半分税金で持つていかれると、そういうのもありますし、さつきちよつと言われた細切れに売ろうかと。しかしいま細切れでも、ミニ開発の時代になっていきますので、かなりそれでも一応土地は足りないというところで、私なんか大阪におりますけれども、土地なんというものは、もう去年の年末からことしになつて一割以上実際現場では上がつておりますよ。それが、先ほど言われたようにすべての解決にはなつてないということはお認めになっておりますが、もう少し、やるなら厳しい面ならもっと厳しい面はきちんとやつていくと、それによって土地を放出させる。そのかわり今度はまた一面の優遇で、これも放出しやすいようにする。ある程度あめとむち両方必要な面は私もわかるんですけども、そういう点で、今回の税制というのは何かもう一つすつきりしない。結局、大手の建築業者と大手の不動産業者だけが得するんじゃないかなと。結局、それによって供給された宅地がふえたために、じゃ、地価が安定して庶民の人がそこに建てられた建て売り住宅を買う場合、果たして安く入るのかとなると、もういまそでなくともインフレぎみですから、ちよつとむずかしい状況なんです。

○政府委員(高橋元君) 土地に関する税制は、そのために手放そうという人は果たしてどれだけあるのかと考えますと、実際疑問に思われるわけです。実際、いわゆる一般個人の持っている土地で対象になるのはほとんどないわけですね。先祖代々持っている土地とか、ちよつと離れたところに土地があると、これはいざれ売りたいんだと、自分は住んでこれから仕事するところは違ふと。そういうのは要するに売つたら損だと、半分税金で持つていかれると、そういうのもありますし、さつきちよつと言われた細切れに売ろうかと。しかしいま細切れでも、ミニ開発の時代になっていきますので、かなりそれでも一応土地は足りないというところで、私なんか大阪におりますけれども、土地なんというものは、もう去年の年末からことしになつて一割以上実際現場では上がつておりますよ。それが、先ほど言われたようにすべての解決にはなつてないということはお認めになっておりますが、もう少し、やるなら厳しい面ならもっと厳しい面はきちんとやつていくと、それによって土地を放出させる。そのかわり今度はまた一面の優遇で、これも放出しやすいようにする。ある程度あめとむち両方必要な面は私もわかるんですけども、そういう点で、今回の税制というのは何かもう一つすつきりしない。結局、大手の建築業者と大手の不動産業者だけが得するんじゃないかなと。結局、それによって供給された宅地がふえたために、じゃ、地価が安定して庶民の人がそこに建てられた建て売り住宅を買う場合、果たして安く入るのかとなると、もういまそでなくともインフレぎみですから、ちよつとむずかしい状況なんです。

れ単独で、先ほど建設省からお答えのございましたように、土地の供給の促進を図るという力を持つて、そういう期待は非常にあるわけでございますが、それだけの力を果たして持つものかどうかという点については、私も私どもなりにいろいろ工夫をしておるわけでございます。他の土地に関する政策と相まって初めて土地に関する税制の効果というものは上がつてくるわけであらうと思ひます。そういう意味で、国土庁なり建設省が展開される土地政策というものと税制の方向というものが相一致していくということが大事なことであらう。税制はそれを補完するという位置づけを与えられることは大事であらうというふうに思ひます。

そこで、土地の税制につきまして昨午いろいろと議論がありまして、検討してまいつたわけでございますが、その際の基本的な眼目というのが、一つは、地価の抑制に対してマイナスにならないというところ、一つは、優良な住宅地の供給にプラスの効果があるというところでございます。二つの線で、現在土地税制が租税特別措置法でつておりますところの四分の三の総合課税ということ、それから短期譲渡の重課、法人の土地重課、そういった投機的な土地取引の抑制ないし土地に対する特別の国民感情にこたへまして、土地の長期譲渡につきましては四分の三の総合課税を敷く、そういう大枠に変更を加えずに、政策的に必要となつております公的な土地の取得なり、それから優良住宅地の供給ということにしばりまして、御提案申し上げておるような措置法の改正という結論になつたわけでございます。

どういうふうに社会に還元するかということもあらうかと思ひます。全体を総合して土地税制の枠組みというものを考えてまいりたいというふうに思つておる次第であります。

○矢追秀彦君 次に、医師税制の問題に移ります。まず経費率の問題ですが、検査院の方から出たデータをもとにして、五二%が平均であるということになつたわけですが、国民の側から見ますと大変七二%はけしからぬと、サラリーマンなんかはもつと少ない必要経費しか控除されていらないと、お医者さんは何だと言ひますし、また医師会側から見れば、七二%でもまだ現実としてはこれはもうきついでいらいだと、もつと八割、九割も経費がかかる場合もあるんだと、こういうことで、そうでなくとも現在お医者さんと国民の間には不信感があるわけですね。

報告にありますが、検査院の五十二年の検査結果で、平均経費率は五二%と、平均といたしますと特別適用の場合には五二%というのがほぼ妥当な経費率であるというふうに考えております。

○矢追秀彦君 いまの五二%というのは現在の状態の中の一応平均である、こう仮にしたといふまでも、現在の医療のあり方自身にいろいろまだ問題があるわけですから、一つは理想的ないわゆる医療を、きちんと治療をした、診療をしたと、大学で教えておる程度の治療はきちんとした場合ですね、私はこの状態とは違つてくると思ひます。

を受けておられる方、そういう方々の平均経費率は検査院の報告にあります。実際経費率五二%とほぼ一致をいたしております。

いま矢追委員からお話のありました、お医者さん全部聞くことみな違ふ、もつと低い、もつと経費率が高いんだという方もおありになるというところは、一つはこういう平均と分散の問題であらうかという感じもいたしますし、規模によりまして——これは平均経費率五二%ではございますけれども、私どもの推計でも検査院の調査結果でもほぼそういうことが読みとれるわけでございますが、非常に社保収入の多い方、それから社保収入の少ない方、両端にいきますと平均よりも経費率が高くなるという傾向があるように思ひます。科によつても若干の相違はあると思ひます。

そういうことから、それぞれ御自分の収支計算というものを頭に置いてお考えになると、五二というものはあるいは低い、あるいは高いという御意見にならうかと思ひますけれども、特別適用の方々にについて検査院はかなり、千何百人かをお調べになつた上であり、私どもも税務資料からできるだけの推計をいたしてみますと、平均といたしますと特別適用の場合には五二%というのがほぼ妥当な経費率であるというふうに考えております。

○矢追秀彦君 いまの五二%というのは現在の状態の中の一応平均である、こう仮にしたといふまでも、現在の医療のあり方自身にいろいろまだ問題があるわけですから、一つは理想的ないわゆる医療を、きちんと治療をした、診療をしたと、大学で教えておる程度の治療はきちんとした場合ですね、私はこの状態とは違つてくると思ひます。

これは経費も何も要りませんわね、お医者さん一人が治療をして終わり、看護婦も何も要らない、薬も出さないと、こういうことで終わってしまふわけですから、どちらがいいのか私も本当の専門ではありませんのでよくわかりませんが、いわゆる国民が納得し得る、満足し得る、しかも現在の医療の水準に相当なといえますか、十分な進歩していますから、昔だったら歯科の場合だったらレントゲンだって撮らなかつた。しかし、レントゲンを撮ってそれをどういう状況なのか、そういうことをちゃんと見きわめた上で抜歯をしたり治療をしたりしておるわけですから、そういう時代と異なつて、全然医療の進歩によって変わつてきています。内科なんかも相当進歩しておりますからほとんど変わつてきて、ある程度の検査も私はやむを得ないと思ひますし、薬も大要要るかと思ひますけれども、そういうたいやわゆる理想的な治療をした場合にはどうなるかということは余りの中には出てきていないように思ひます。

要するに、いままでの実態の上からの五二%、それから高いか低いかはこれはどちらでもいいことなんです。これでもし実際低ければ低いでそれだけこれは税を取ればいいことで、しかし実際国民が納得し、しかもいまの医療水準に適合した治療をした場合はもう少し経費が上がると思へば、これは現在の税制のままではいかないとするわけですが、その点はこれどうお考えになっておりますか。

【委員長退席、理事堀木又三君着席】

○政府委員(高橋元君) 私ども門外漢でございますのであれでございますが、社会保険の診療をお医者さんがやられていられる場合に、その公共性というのを私どももいつも考えるわけでございまして、それを二つに分けて考えることができるとすれば、それは一つはお医者さんの持つておられる倫理の問題だと思ひます。もう一つは技術の問題だと思ひます。倫理の問題につきまして、今回の税制改正が医療の倫理を低める方向に働くんでは

ないかという御懸念もいまお話の中にあつたわけでございますけれども、申し上げておりますように五二%の経費率というものが、現在大体青色申告のお医者さんの七割特例を適用しておられるようにございまして、三割の方々は特例の適用がない。すなわち、七二%よりも経費がかつておるといふことであります。そういう方々が比較的大規模のお医者さん、また科によって偏りがございまして、大規模のお医者さんに多いというところであります。

そういう方々が実際に現実にあり、また医療の技術水準が上がつていくとすると、だんだんだんだんそういう方に動くものであるといふことであるならば、だんだん実額の申告をなさる方がふえてくるであらうといふふうに思ひますけれども、ただ考えなければいけないのは、比較的中小規模のお医者さんの中で地域の診療に日常タッチしておられて、何人かの命と健康を預かつておられるといふことだと思ひますが、そういう方々が実額申告をする余力がなくて、そういうことをやれば経費の計算なり収支の計算のために医療の本来の努力といふものをやる時間がなくなつてくると、それでは何と言いますか、地域の社会保険医療の公共性というものが十分達成されなくなると、そういうことで五千万以下の収入部分につきまして五七%、六二%、七二%と、いわば特例の特別控除を認めておるわけでございますから、そういうことの範囲の中でいま仰せのように倫理を傷つけるような税制の改正になるといふふうには私どもは考へておらないわけでありまして。

ただ、技術面につきましては日進月歩の医療機器の実情に即しまして、実額の申告をなさる医療の方々につきましては、青色申告者であれば今回の医療機器の特別償却といふことを導入いたしましたので、機器の日進月歩の状況、それから非常に高度の、また高額な医療機器を取得しなければ診断の適実を期したいといふ場合に、それにこたえるための配慮を行つておるといふふうに私どもは考へておるわけでありまして。

○矢追秀彦君 いまの御答弁からもそうで、また衆議院の大蔵委員会での主税局長の答弁を聞きましたも青を大要推奨されておるわけですね。これは私、決して反対するわけではございませんし、現実には青が多いところと白が多いところというところあるわけですが、仮に青色申告がほとんど今回の処置によつてふえてきたと、そういうしきと、逆に、今回一千億ですか、増収を見込んでおられますが、そこまできなくなつてしまふ可能性もこれゼロじゃないわけですね。そうすると、せっかくこれいじられたのがかえつてマイナスになる。悪く考えますとね、この機会に全部青にしてしまふ。経費はうち七二%以上いっているんだ、全部八〇%くらいだ。それは経費を落とそうと思へば、いろいろいま研究していますからね、皆さん。医師会でも歯科医師会でも、御承知のように青色申告会といふのをつくりまして大要勉強されておりますし、また、経費の面ではいろいろやりようもありませんし、何もごまかす意味じゃなくてですよ。そうしますと、これ一千億の増収は見込まれてこない。

もう一つは、これも悪い考え方ですけども、もう二千五百万までで保険の診療はやめてしまおう、あとは自由診療をやる。特に歯科などは自由診療がやりやすいですから、こちらの方を先にとんどんふやせ、もう保険はこの辺でやめておこう、二千五百万以上は絶対もうからぬ、上がらぬ、保険の点数は締めまして、そういうふうな悪い方向といふのも出ないでもない、こういうふうなことも考へられるわけですが、政府としては、大蔵省としてはそういうことを考えた上でもやはり青の方へ持つていった方がいいと、こういう考へですか。

○政府委員(高橋元君) 先ほどの御答弁が十分正確でなかつたかと思ひますが、青色申告の方でも七二%の特例経費、今回改正をお願いいたしておりますが、改正後の特例経費といふものを適用することはできるわけでございます。経費率がほとんど高くなつてまいりますと、特例をいけば使わ

ないで今度は実額の経費申告をするといふことになつてくるかと思ひます。

先ほども、たとえば経費の見方で、まだまだもつといままで申告してなかつた経費があるんではないかといふことであります。それは青色申告、また実額による収支計算といふことが税務申告の本来のたまえてございまして、その経費の見方によつてはいけません、実際ない経費をあるとするといふことではないんだと思ひますから、御質問の趣旨は、経費の見方によつて、特例適用よりも実額経費の方が有利であるといふことであれば、それは実額の収支計算によりになるといふことは、税の立場としてはそれはしかるべきことであらうといふふうに思ひます。

医療の公共性に配慮した今回の税制であるといふことを先ほど申し上げておりましたが、それは同時に、私どももいたしましては医療の倫理に従つて適正な内容の診療活動を各社会保険医の方々がなさる、そういう期待を前提としていたしまして医療の公共性に対する特別な配慮としての五七%、六二%、七〇%、七二%という比較的低い社会保険収入についての経費率を見ておるわけでございますから、そこは二千五百万円をやめてしまふといふようなことは起こり得ないといふふうに私どもは期待しておるわけでありまして。

○矢追秀彦君 私あんまりこれやりまして、おまへも歯科医師だからおまえ歯科医師会の味方と違ふかなんて言われまして、マイナス面ばかり余り強調しますと誤解を受けますので、もう一つだけいたしますけれども、たとえばこの特例が仮に成立をしたとした場合、七二%の段階以下の人はそれでいいとしても、それ以上の人になつてくると、じゃこれから勉強するものもやめていこうかと、現在特に歯科、普通一般医もそうですが、歯科の場合はわりあいポストグラデュエートのいろんなレクチュアが大変はやつておられて、開業医の先生方大変熱心に勉強されておられます。こういうことも数を減らしていこうとか、そういうことになつて、私が一番心配するのは、最終的

には患者さんの方に悪い医療になってしまふことを大変恐れるわけです。だから、私はさっきから言いましたように、経費率というものをもっと、各科によって違いますから、内科、歯科、小児科あるいは産婦人科、外科、こういったものの経費率、これを本当に科学的に実態をきちんと明らかにしていただく。また現在の青色申告の実態、白色の実態、これもなかなか出していただけないわけです。いわゆる青申が各科別によって何%ずつか、その中でいわゆる適用、特例を受けている人は何%か、なかなかまだデータとして出していないので、この辺もきちんとしていただく。

それで、先ほど申し上げたように、いわゆる国民が本当に自分が保険料払っている、あるいは税金を払っているわけですから、それに見合った医療というものがきちんと施される、そのためにはこれだけの経費が要るんです。だからたとえ青色申告になったとしても、お医者さんについては公共性があるからこれだけの控除をしますと、こういうようなことぐらひはやはり国民にきちんと明らかにした上でなければ、私は今回のこの医師税制の改正については、片方においてはなまぬるいの、やれ骨抜きと言われ、片方においてはたまつたものじゃない、そんならいい治療はできませんと、こう言われたのでは、結局ばかを見るのはだ

れかという国民なんです。だから私は、まず
実態をきちんと明らかにしてもらいたい。それが
お医者さんに厳しくなるかならないか、これは出
た上でないとわかりません。これは厳しくなった
からといって、私は医師会や歯科医師会に何も文
句言われる筋合いでも何でもありませんから、き
ちんとやっていただいて、いままでの七二%が間
違っているならこれは是正すべきですし、五二%
が正しければそれでびしっとやっていただいたら
それで十分なわけですから、その点についていか
がですか。

○政府委員(高橋元君) 診療科目別に實際経費率にかなりばらつきがあるということは、会計検査院の昨年の決算報告の中でも明らかになっております。

わけてございます。たびたび申し上げております。税務資料によりましてもほぼ同様の傾向があるわけでございますが、科目ごとに法定の概算経費率を変えていく、そういうふうな芸を細かくしていくべきかどうかということにつきまして、四十九年度に税制調査会でいろいろ御審議をいただいた際にいろんな問題が提起されました。一つは、各科を併営、兼ねて経営しておられる、二つ以上の診療科を一人または二人のお医者さんがやっておられるという場合がかなりある。そういう場合に共通経費の割り掛けとか、いろんな問題があつてなかなかお医者さんに概算経費率を、いろいろな収支計算の手間を省くという意味で、省いた手間

でもって本来の診療活動をしていただくという意味で概算経費率を設けるわけでございますから、またその間で経費の割り掛け等であるいろいろな複雑な計算をなさるのではかえって概算経費率を定める趣旨がないではないかということとか、概算経費率の性格からすれば各料を通じて平均で一本で設定した方がいいではないかという御議論の方が多数でありまして、いま申し上げておりますように、各料を通じて五・二％という概算経費率の実態に近い経費率であるという形で、今回五千万円以上の社会保険診療収入部分について五・二％という経費率をとったわけであります。

いろいろ、会計検査院の資料でも税務資料でも詳細な内容がわかっておれば、それを公表して世の中に医師課税についていろいろな御意見があるわけでございますから、それを明らかにしていくことによって国民の納税者の皆さんの御納得を得るように努力すべき点という点はしかるべく承っておりますが、私どもがいままでやってまいりました税務資料からの推計と申しますのは、どうしても七二％という規定があるものでございますから、青色申告でやっておられる方、社会保険の診療報酬課税の特例、つまり七二％経費の特例を受

けておられる方、そういう方々の資料に偏っておられるわけでございます。

しておりますが、全体のお医者さんをあれいたしまして、三割または三分の一の方はこれは特例を適用しておられないわけでございます。したがって七二％よりもなお経費の高い方であります。全体をくるめて、全体を一本にしてのいろんな御意見というものもあるわけでございまして、私ども資料の制約の関係で、まあこれからいろいろ勉強していきたいと思いますが、いまの段階でそれを公表申し上げるということとはかえっていろんな弊害なり誤解のもとではないかという感じがいたしておるわけでございますが、なおこの点は今後とも検討をさしていただきたいというふうに思います。

○矢追秀彦君 いま検査院の各科別のパーセンテージも私も知っておりますけれども、果たしてこれは実情に近いというのかどうかというのは私もちよつと——私どもは率直な感覚、データを持っておりませんのでこれは言えませんが、ちよつと違うのじやないかなというような気もするわけで申し上げるわけですが。

時間がありませんので次の問題に入ります。
歯科の場合の差額の問題、大変議論されました、この前から材料のみについての差額と、こういうふうに変わったわけですが、その点について簡単に説明してください。

○説明員(山本治君) 現在、保険歯科医療において実施されております差額徴収制度につきまして、これは前歯部、前歯の鑲造歯冠修復、虫歯で穴のあいたところをもとどおりに治すときに、患者さんが金合金とか白金加金という貴金属の使用を希望された場合に、使用した貴金属の購入価格から保険給付の材料料を差し引いた金額を患者さんが直接医療機関に支払いまして、医療機関の方からは控除しましたその保険給付の材料料と技術料とを保険者に請求するという取り扱いになっているわけでございます。

○矢追秀彦君 税当局はこれに対する課税はどう
されておりますか。

○政府委員(高橋元君) その点は、現在の租税特

外であろうかというふうに考えます。国税庁において執行の実態等を答えをすべきであらうと思いますが、まあ七二％の特例の適用がない場合には実額という形で御申告を願っておるんだらうというふうに承知いたしております。

○矢追野摩君 これは大衆議論のあるところでして、現在のシステムだとこれはもう材料代だけを患者さんが負担をされるということで、いわゆる歯科医師の方への収入としてはそれを入れることによるプラスはないわけですね。そういうことになつておるわけです。ところが、税の方はこれは別として課税をされてきているわけです。

の差額の大変厳しい範圍というか、これは守らなくちゃいけないわけです。それを税当局の方は何かこれを取つ払つて、結局自由診療への道を開いてしまふ、こういうふうなことになるかねないわけです。ですから、これに関する課税というものは相当検討していただきたい。ただ、これを材料代以上に取つていけばこれは問題ですよね。材料代以上にこれを取つていた、これは問題になるわけですけれども、そうでない場合はこれはやっぱり課税としてはちよつと検討の余地があるのではないかと、思います。その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) これは執行面の問題が非常に大きいというふうに承知いたしますが、現在の租税特別措置法の二十六条の規定に照らしますと、これは健康保険なり各社会保険制度が書いてございまして、それによる診療報酬であるということになっております。それとの兼ね合いもございしますが、実額経費のあり方について国税庁にもただいまのお話がありましたことを連絡いたしましたので、よく勉強をしてもらいたいというふうに考えます。

○矢追秀彦君 時間が大分参りましたので、私は

今回この医師税制については国民から大變批判もありますから、私といたしましては将来何らかの形でこういった税制についてはメスを入れて、そ

うしてきちんとしたものにしなきゃならぬという
ことはかねがね考えてもおりましたし、その点
は、これについての検討することには異論はない
わけですが、何かこの税制ができた経緯から考え
まして、やはり医療制度をどうするか、医療のあ
り方はどうなのか、そして先ほど来いろいろ申し
上げましたように、医療の公共性というものを考
えた上で医者さんの所得というのはどうあるべ
きなのか、また、それに伴う近代医学の発達によ
る経費率というのはどうあるべきなのか、そうい
ったことがまずきちんとした合意を得られた上
で、国民も納得する、お医者さんも納得する、そ
の上で科学的なデータに基づいて今回のこういっ
たことが出てくれば問題はなかったと思うんでき
ますが、何か税の方だけ先に走りまして、そうして肝
心の保険制度の抜本改正、これはもう三三赤字、
この間予算委員会でも私ちよと申し上げました
けれども、この三三赤字というの日本の財政を
大変狂わしておるわけですから、一番大事な保険
の抜本的な改革は何ら手がつけてられておりませ
ん。まあほとんどといって手を付けてられてない
と思うんです。私たちは地域の保険も統合しな
さい、最終的には保険は一本化すべきであるとい
うことをわれわれ公明党としては主張しておりま
すけれども、こういった保険制度のあり方も何ら
詰められない、そのままだにしておいて税だけい
じる。だから、お医者さん側から言わせると、大蔵
省は世論の非難が大変厳しいので、今回これを適
当にいじくっておいて世論の非難を少しかわして
おいて、そうして一般消費税を一日も早く導入さ
せるためのいけにえにしたと、こんなことまで言
うお医者さんも出てきておるわけですし、こうい
うふうなことになるとますます不信が不信を呼ん
でくるような形になって、私は大変遺憾に思うわ
けですけれども、要するに医療というものは、いま
国民が大変関心もありますし、大変不信も高まっ
ておりますので、これは大蔵大臣の管轄ではない
かと思ひますけれども、この税をつけると同時に
に、なぜそちらの方ができなかったのか、何か税

だけ先行したと、こういう感じを受けるわけ
です。

これで、じゃ国民が納得したらよろしいで
すよ。まだ国民不満なんです。それでもうお医者
さんけしからぬと、まだもうけておると、ウイー
クデーゴルフ行っておるじゃないかと、外車乗り
回しているのは医者やと、そんなことばっかり言
うわけですね。まあそういうことで、私は税金
さえたくさん取れば国民は納得するものじゃない
と思うんですね。もっと一番国民の願っているの
は、安心してお医者さんにかかれる、いつでも病
気になっても低額の医療費で病気が治ると、そう
して健康で長生きできるといふことが私は一番国
民が願っていると思うんです。そちらの方は余り
手つけれないで、まあ非難が大変あるからちよ
つと適当にいじっておいて金取ってやれとい
う、何かそんな感じしてならぬのですよ。その点
はいかがですか、大蔵大臣。

○国務大臣(金子一平君) いまお話のございま
した健康保険制度全体の改正の問題なり、あるいは
診療にまつわる環境整備をもっと早くやるべきで
あるという御指摘は、私はまさにそのとおりであ
ると思ひます。いま政府全体としてこの問題、特
に厚生省が所管といふことであるいろいろ苦勞をして
いただいておりますけれども、なかなか御承知の
ような状況で進まないでおることを大変残念に思
っております。ございませうが、それはそれとして、
私どもとしては、前々から課税問題だけが大き
き取り上げられておりましたけれども、ただ、
今回この程度の改正に踏み切りたいといふことで
御提案申し上げておるわけでございますが、決し
てこの医師課税の制度全体が不正だといふこと
で考えておるわけではございませぬ。やはり課税
の実際には、健康保険の受け持たれる
社会的な立場、公共的な立場を十分考慮しなが
ら、その特殊性を課税にも反映したいといふこと
でやっております。今後、もとの方
がだんだんとは正されますならば、またそれと
あわせて十分検討させていただきたいと考えてお

る次第でございます。

○矢追秀彦君 今後の問題としていろいろ言われ
ております保険医一人でも法人化をするこれらの
問題、あるいはまた、先ほど来申し上げておりま
したような控除のあり方、要するに経費について
のきちんとした医療基礎控除というようものを
つくるというように、いろいろな要求等も出て
おりますが、そういった基本的なものはこれから
ちゃんとやられるのかどうか、それをまずお答え
ください。

○国務大臣(金子一平君) 医療法人に一人法人を
認めるかどうか、これは医療法自体の問題でござ
いまして、課税の面に当たってはそういう形態も
認めるということであれば、当然私どもの方とし
てはその形式というか実態に即した課税をしてい
かざるを得ないと考えております。

○矢追秀彦君 最後に、先ほどちよと触れまし
た三三赤字のことですが、この間も予算委員会
で質問させていただきましたが、昔は米、国鉄とい
うのが大変大きくなっておりまして、最近むし
ろ医療費の方が大変大きくなっておりまして、五
十四年度でもたしか三兆三千億ぐらいあると思
います。この問題ですが、今後の方向として、これ
はやはりやむを得ないという形でいくのか、要す
るに税金で補てんをするのか、もう一つは今度は
患者さんに負担をさせる、保険料という形で負
担していくのか、この辺のいろんな問題があると思
うんです。財政はある程度カットしていかなく
れば、国債の大量発行という事態をこれから将来
考えますと大変なことになるわけですから、やっ
ぱりKという問題も出てくるかと思ひます。

〔理事梶木又三君退席、委員長着席〕

だから私は、そういった点で保険の統合というこ
とが理想的ではないかと思ひますが、なかなか
現実問題としてはいろいろ各保険の団体等の言
分等がありましてうまくいかない、むずかしい点
はあるかと思ひますが、この三三赤字の一つであ
る保険の赤字問題、それから保険料の負担の問
題、それから医療の供給の問題、そして保険の財

政ですね、今度の財政調整一つにしてもなかなか
むずかしい、反対も強うございまして大変だとは
思ひますけれども、本当に本気になってこれやっ
ていただかないと、ますますこのまま——これは
前から言われているんですよ、もう三三赤字叫
ばれて久しいわけですから、こういった新しい時
代を迎えて、もう二十一世紀までぼつぼつ近づ
いてきているんですから、早くやらないと大変なこ
とになってしまふ。結局、最後に泣くのはいつも
国民なんです。その点でひとつ大臣の所信を
承って、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(金子一平君) 前々からこの問題取り
上げられてもう久しいこととございませうけれど
も、問題がむずかしいだけになかなか厚生省とし
ても結論を出すのが簡単にはいかないような状況で
ございませうけれども、私ども財政当局としまして
は、やはり患者負担の実態とそれから保険料負担
の今日の実情の兼ね合いをどう見るか、正直言っ
て保険料の負担が先進国に比べて安いことは事実
でございます。それから、その辺をどう調整してい
くかということは今後のポイントであろうと思ひま
す。政府全体として、この問題の処理を一日も早
く片づけられますように持っていきたいと考えて
おる次第でございます。

○佐藤昭夫君 不公平税制の最たる問題として同
僚委員からも発言がありましたが、少し角度を変
えて、特に大企業優遇税制の問題について幾つか
お尋ねをしたいと思ひます。

いわゆる貸し倒れ引当金の繰入率の問題です
が、今回金融業以外の業種で現行の二割程度繰入
率を引き下げるということと聞いています。こう
いう程度にとどめた理由はなんですか。

○政府委員(高橋元君) 金融保険業につきまして
は、昭和三十九年に設けられました現行の貸し倒
れ引当金への繰入率について、再々にわたって、
四十七年、四十九年、五十年、五十二年と四回に
わたって繰入率の引き下げをしてきたわけござ
います。金融保険業以外の卸小売業、割賦販売
業、製造業その他と、こういう事業につきまして

三十九年来十五年間同じ繰入率になっておりました。それについて、実績との乖離が大きいというような問題もございまして、私も昨年でございしますが、貸し倒れの繰入率を、貸し倒れ損の発生率というのについて実績の調査もいたしまして、貸し倒れの発生状況を勘案して、ただいまもお話のありましたように二割程度に引き下げることにしたわけでございまして、同時に、二割程度に引き下げました場合に、実績率の方があつた繰入率よりも、貸し倒れ損の発生率の多いところにつきましては、実績率を利用する方があつたといひんではないかという企業もあつたかという問題もありましたので、実績率との選択適用ということを認める、そういう改正を行うわけであります。

○佐藤昭夫君 実情に沿つたものにしたいんだという御説明であります、依然実態とはかなり離れてるんじゃないかというふうに私は思うのです。予算委員会に提出をされております貸し倒れ発生率の状況の例の資料を見ましても、今回の正措置があつたとしても、なおかつ御小売の關係では二・七倍、割賦販売業で三・四倍、製造業で六倍、金融業は引き下げなしで今回引き続き五倍、その他の關係で見ますと三・四倍という、こういう数字がその資料でも示されてるわけですから、こういう状況では本当によく見直しをやつたというふうに国民は納得できないと思うのですけれども、この点についてどうですか。

○政府委員(高橋元君) 期末の貸し金残高に対する年度中の貸し倒れの発生額というのにつきまして、税務資料から取りまとめたものがいま佐藤委員のお持ちになつておられる資料の基礎になつておるわけであります。

その数字は、いまお話のあつたようなことでございまして、ただこれは総事業者に対する平均でございまして、したがつて、仮に貸し倒れ損が発生したという業者だけを取り出しますと、それよりもかなり高い割合になるわけであります。それから、今回改正をしようとしたしております法定繰入率の縮減を実施いたしました場合に、

それではカバーできない貸し倒れ発生が生ずる、五十二年の貸し倒れ発生状況調査によつて、貸し倒れ発生率が法定繰入率を上回つてしまつたということになります。企業が各業態を通じて一割ぐらゐあるわけでありまして、平均の貸し倒れ損の発生率でもつて繰入率を設定するかどうか、実績率によつて平均値を求めて、それによつて引当金の繰入率を直にそれによつて決めるかどうかということもございまして、先ほど実績率の選択を認めるということにしたと申し上げましたけれども、繰入率を考へていく場合にはある程度のアローアンスというものがあつてはならないかというふうに思いますので、直ちに実績率までさや寄せすることは必ずしも適當ではないのではないかと考へ方をとつておるわけであります。

なお、貸し倒れの引当金の繰入率を初めとして、こういう引当金への繰入率につきましては、今後とも見直しを実情に即して行つてまいりたいというふうに考へております。

○佐藤昭夫君 今後ともこの見直しはやつていくんだという御答弁でありますから、その御答弁はその限りで確認をいたしますけれども、しかし、実際に貸し倒れが発生をしてこの部分だけを見て、こういう繰入率を全体で言うならば制度的にそれを適用していくというこの考へ方について、私、依然として納得ができません。そういう点で、ぜひいま言われておりますように、今後実情に即して見直しをやつていくということで鋭意検討をしていただきたいというふうに思ひます。

まあ蛇足になるかと思ひますが、昭和四十六年八月の税制調査会の長期税制答申でも、その概算繰入率については常に実績をいんしやくしつつ適正なものとする必要であるといふことをつとに指摘をしてきていた問題でありますし、あるいは諸外国の実情を見ましても、昭和四十九年の税調の資料にも出されておりますが、アメリカでは合理的な範囲では認められる問題であるが、ただし、当該納税者の過去の経験値により

証明される必要があるというふうに書かれていますが、イギリスやフランス、西ドイツ、こういうところでも個別の債権につき具体的に判定することが必要だといふふうに出てくるわけですね。この点で、こういう諸外国の例もよく念頭に置いて、ぜひともこの貸し倒れ引当金の繰入率の問題については、実際に実情に即してやはり国民からの不信感が起こらないように十分な検討をやつていただきたいというふうに思ひます。

退職給付引当金の關係でございまして、この縮減についてはどう考へ方ですか。

○政府委員(高橋元君) 退職給付引当金でございしますが、これは各所得期間を通ずる経費ないし負債の配賦の問題であらうと思ひます。現在の退職給付引当金は所得計算の合理的な仕組みといふことで、企業会計の原則ないしそれに基きまして各種の企業会計のルールにも即して設けられておるわけでございますから、直ちに企業優遇税制とは言えないんじゃないかというふうに考へ方を持上げております。私もその考へ方を持っております。負債性引当金でございまして、当期に発生原因があつて、その支出が確定に起つてまいつて、しかもそれが合理的に見積もられる、その金額が見積もられるという場合には引当金として負債計上をして同時に損金に立てる、これが企業会計のルールの言つておるところでございまして。

しかしながら、将来支払うべき退職金債務相当額まで引き当てるということをとつておりませんが、たしか昭和三十一年であつたかと思ひますが、それ以来退職金債務につきましては、利率率をもつて割り引いて、平均の在職期間、将来の退職金債務の支払い日というものを考へまして、大体退職金の当期末、期末退職金を原価に割り引いて二分の一を引当金に繰り入れるというのを認めておるわけでございます。したがつて、退職給付引当金への繰入額の費用性を認めると同時に、これを負債性引当金として負債に計上するといふこと、これは合理的な所得計算の方法であらうと思ひます。

いますけれども、税法上の繰入限度額につきましては、それを基礎としてもう一步利率率で割り引くことで二分の一の原価を充てさせるといふことにしておりますので、この引当率については十分見直しが行われた結果であるといふふうに考へておる次第であります。

○佐藤昭夫君 いろいろ申されましたけれども、しかしどうもいまの御説明というのは、結果として大企業優遇を合理化をする、そういう理屈をいろいろ並べられたという感を強くせざるを得ぬわけですね。これも何ですが、三十五年十二月の税制調査会の答申でも、退職給付引当金については将来支出することの多い金額をあつたか今日支給するかのようには評価して積み立てることは適當ではないという見解を述べておること、御承知のとおりだと思つておりますけれども、こういう引当金制度を制度化することによつて、いわば大企業が利益を留保をして利潤を費用化する、これによつて結果としては税金逃れをするということになつておるのはもう明白だと思ふんです。これも予算委員会に提出をされておる資料による数字であります、二十八業種、二十八社で五十三年末に積み増した引当金の額は実に千三百五十三億円、そのうち目的取り崩しをされたのはその半分の六百三十八億円、期末残高が実に七千八百九十三億円という額に上つておると思ふんです。

会計原則やあるいは経理上の問題は別として、こういう結果として利益隠しや課税逃れの結果となるという問題について、やはりいま国民的な疑問が大きく出てきておるんじゃないか。ですからこの問題についても、ぜひ、最初触れました貸し倒れ引当金繰入率の今後とも実態に見合った検討の問題と同様の見地から、この問題についても検討をする必要があるんじゃないかというふうにも強く思ふんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(高橋元君) 比較的中規模と申しますか、事業規模の小さい、また従業員数の少ない企業につきましては、退職金規程がつくられていないとか、退職給付の支払いがないという企業が

かなりあるようでございます。そういうものを除きまして小さい企業というものを抽出してみますと、大体退職給与を支払うというのが全体の百人未満の企業の場合には二割ぐらいいかというふうに考えられますが、その二割の中で外部拠出、つまり中退共の掛金なりそれから適格退職年金なり、そういう形で外部拠出をしておるという事例がかなりございます。そういう場合には費用性が見られるけれども、社内に退職給与引当金として、負債性の引当金として計上する場合には、これは費用性がないというふうに考えるのは、これはまたいかなるものかというふうに考えるわけでありまして、法人税法のたしか二十二条であろうかと思ひますが、企業会計の慣行、適正な企業会計のルールに従つて計算をした確定決算に基づいて法人税の申告をするというのが法人税制度の本来でありまして、退職給与引当金についてもいろいろ御批判はありますけれども、退職時にそれは退職給与を支払つた場合にはそれは損金に、その二分の一は引当金を取り崩しますから損金にならないというところでございますから、したがって、退職給与を支払ふ債務が当期に発生した場合に、その分はたとへば配当原資からも除き、会社の純資産からも除き、固定負債として計上をするということに相応な理由があるというふうに思ひます。中小企業の場合に退職給与引当金の利用率が低いというところは、先ほどの繰り返しになりますけれども、外部拠出、たとえば中退共の掛金制度を利用するとか、適格年金制度を利用するという形で退職給与の引き当てが行われておるわけでございますから、特に大企業だけが非常に高いということにはならないのではないかと思ひます。退職給与引当金の利用会社数は十万二千件でございますけれども、中退共に加入しておられる事業者は二十八万九千件でございますから、したがって三倍ぐらいの方が外部拠出を利用しておられるということであらうかというふうに考えております。

○佐藤昭夫君　しかし、いまの御説明ですけれども、退職給与引当金を制度的に利用していく場合

に、やはりそれに伴つての税制上の優遇が行われるわけですね。当局からいただいた資料ですけれども、会社数にしますと、十億円以上の企業は十億円未満の企業と対比をしてみても、十億円以上の資本金の企業というのが一・七四％、ですから会社数にして一・七四％の大企業がある。この退職給与引当金の残高面を言いますと、六八・三％残高面を比重を占めておるということで、いかにこれが大企業の税優遇の一つの根拠になるかということがこの数字からも歴然として思うんです。これ大臣どうですか。

四十九年の税調の答申でこれも触れておるわけですが、アメリカ、イギリス、カナダ、こういうところでは会計上はこの引当金というものを計上している、しかし税制上のそのことによつて優遇はとらないという形になっていると思ふんです。同じ私どもの主張も、何も資本主義体制、資本主義経済、資本主義経営、これを何も頭から否定しているわけではない。しかし、これだけ重税負担によつて国民が強い生活苦を強いられておる状況のもとで、大企業優遇に片寄つておる点については是正すべきではないかというのが今日国民の声であるし、私もその立場からずつと一貫して主張をしていくわけですが、同じそういう資本主義国のアメリカ、イギリス、カナダ、この例と対比してわが国の場合、このやり方というのはいさゝか偏見直しをやってみる必要があるというふうにお考えになりますか。

○国務大臣(金子一平君)　まあなかなか厄介な問題もあるようでございますけれども、各国の立法例もいろいろあるようでございますから、私は次の機会に十分そこを税制調査会で検討してもらふように努力いたします。

○佐藤昭夫君　もう一つの問題は、いわゆるこの法人税の仕組みそのものに關する問題でありますけれども、実は先日の予算委員会でもわが党の神谷議員が総括質問の際に、資料としてもあの席上提示をした問題でありますけれども、今日大企業に對するさまざまな特権的な減免税がやられておる

ということ、昭和五十二年度についていろいろ私ども専門家の協力を得て計算をしてみたわけですが、これも、国税、地方税を合算すると、トヨタ自工、この減免税が二百八十八億、三菱商事百七十八億、日立製作百五十七億、東京電力百五十四億、九州電力百二十六億等々、二十社だけをとりましても法人税で千四百四十九億、地方税で四百九十九億、合計千九百四十八億の二十社だけで減免税が行われておるといふ、こういう事態をこのまま放置をしまつて一般消費税の導入ということを政府がどんなに強調されようとも、これは国民として納得がいかない問題だらうと思ふんです。

そこで、実は五十二年十月の、よく税制調査会の答申を引き合いに出しますけれども、この五十二年の税制調査会の答申でも、法人税について負担の増加を求める余地があるというふうにあの答申に記述をしておると思ひます。このことはもうよく御承知のことと思ひますけれども、ところがそれ以降、この税制調査会と同時に、これと表裏の關係で政府の税問題についての作業は、もつぱらもう一般消費税の導入の理屈づけ、このキャンペーン、ここにもう一切の力があつて傾斜してきたという形になっておるんじゃないか。

五十二年十月の税調答申でいふ言つたようなそういう答申がなされながら、税制調査会としても政府としても、しからばこの法人税の負担増を求める方策を具体的にどういうふうに行つていくのかというところが何ら力を込めて検討されたというふうにはどうしても思へない。こうした点で一体この問題についてどう考えておるのか、これからどうするか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君)　中期答申の中で法人税の実効税率が諸外国と比べてほぼ同じ水準だけでもや低い。したがって、適当な機会をとらえてその負担を引き上げていくべきであらうということを書いておるのは事実でございます。そのほかに各税目につきまして、こういう財政の状況のもと

でございますから、既存の税制の見直しで歳入の強化を図るという方法がないかということをごさ

まに検討をした結果がたまたまお話のありました中期答申であります。

その後、一般消費税ばかり勉強しておつてほかの問題はさっぱりやつてないではないかということでございます。それはそうでございます。ここにあります各税目についての見直しの基本的な方向を受けて、各年度の税制改正について税制調査会でも御審議をいただき、政府といたしましてもそれに対して具体案をいろいろ出しておるわけでございます。租税特別措置の縮減ということにつきましても、いろいろ御批判があるのは、まあそのとおりでございますけれども、本年度非常な努力を重ねた結果、法人税を平年度ベースで二千八百八十億円、それから価格変動準備金が今後段階的に整理していくことによる増収があと二千三百三十億円ございますから、五十四年度の税制改正で法人税について平年度ベースで四千三百億円という増収となつておるわけでございます。これは法人税率に直しますと約二・四％ぐらゐに当たると思ひます。

それは、租税特別措置の整理合理化ということが法人の企業の税負担としてあらわれてくる側面をとらえていま御説明を申し上げたわけでございますが、それ以外にも、たとえば引当金の繰入率につきまして本年度貸し倒れ引当金の繰入率を縮減する等のことをやつておるわけでございます。そういう意味で、企業に對する税負担の引き上げをおおざりにして国民一般に税負担の引き上げを迫る一般消費税の勉強ばかりしておると、こういう御批判は當を得ないのではないかと失礼ながら考へておるわけでございますので、御理解をぜひお願いをいたしたいと思います。

それから、企業の、法人のたとへば受取配当の益金不算入でございますとか、配当を受け取つた人の配当控除でございますとか、配当課税率でございますとか、こういうものはいろいろ組み合

形態をとりました場合の所得、個人企業形態をとりました場合のその所得、それに対する税負担の調整を図るための基本的な仕組みであるということとはかねがね申しておりました。このように、これにつきましては全部が大企業優遇の特権的な税制、特権的な免税というふうに考えられないかと思ひます。引当金につきましても、企業規模のいかんを問わず、所得のあるなしを問わず、青白の区分を問わず、引当金の計上というものは可能なわけでございます。むしろ引当金を計上する場合からいたしますと、むしろ引当金を計上する場合に引当金をとらなければならぬというふうに解されるべき面、そういう解される面もございす。したがって、引当金も含めて、それからそういう法人、個人の二重課税の調整にかかるといふ含めて大企業に対する特権的減免措置という仰せのありますのは私どもとしてはさういふなかにか考へにくいわけでございますが、全体といたしまして国民に税負担の増加をお願いする状況下でありますから、各税を通じて既存の税制についての見直しという面では極力行ってまいりたいというふうに考へます。

○佐藤昭夫君 いろいろ申されましたけれども、しかし、この五十四年度税制に向けて実際にやりましたというのには、みずからいふまでもなく、この引当金の繰入率の見直しとか、この程度にとどまっております。私も先ほど言っておる法人税の仕組みそのものの、これに対するメスを入れたという形にはどこを探したって出てないやないですか。しかも引当金については、これは中小企業にも役立っているんですよと申すけれども、さつき一つの実例で挙げましたけれども、しかし、額面で圧倒的部分が大企業優遇、大企業の税制面での優遇にこれが役立っているというところはもう数字的に歴然としておるわけだし、ぜひともこの問題、この一般消費税を口にするのであれば、まずそれに先立ってこの問題について少なくとも直ちに一定の検討に入つて、その問題とあわ

せて本当にこの税制の不公平を是正するために努力をいたしましたという姿が国民にわかる形で出てこないかやいかぬというふうに思ふんですが、大臣どうですか。

○國務大臣(金子一平君) 法人と個人の課税上の仕組みをどうするかという問題は古くて新しい問題でございます。前々からいろいろ政府税調でも部内でも取り上げられて検討を続けてきておるわけでございます。これはまあ各国でも同じようなことを議論しながらやっておるわけでございます。また、やはり税制の根幹に関する問題でございます。簡単にばつさりそれじゃもう受取配当益金不納入をやめろよとか言うわけにはいきません。この問題はさらに検討を続けなきゃいかぬ問題だと考へております。

それから、その他のいろいろな特別措置につきましては、先ほど主税局長からも御説明申し上げておりますように、何といつても長く続けてきた制度を一遍に白紙に戻すというのはいさぐよくの事情がなければできないことでありまして、まあ現実には即して漸を追って制度改正をやっておるわけでございます。いま佐藤さんからお話のございました貸し倒れ引当金や価格変動準備金の整理にいたしまして、交際費課税の強化にいたしまして、もうこれだけで二百八十億、法人の税の税率に直せば一・二%ぐらいになると。これは事実上もうこの方の整理でそれだけ税率が上がつておるわけでございます。さらにこれに先ほど話の出ておりました価格変動準備金を……

○佐藤昭夫君 それ以上になおもうけておるんです。

○國務大臣(金子一平君) やりましたら、さらに二%ぐらいということになっておつて、ことしの特別措置の改正は、私は相当最近にはない思ひ切つた前進であると思つておるのでございます。が、なお一般消費税の導入というふうな問題もございすから、今後さらに全般的に見直し、検討すべきものは検討して改正案を御審議いただくように持っていきたいと、こう考へます。

○佐藤昭夫君 今後とも検討するということでありますけれども、さつきまじめのときに大臣が言われた、ことはようやりましたと思つてくださというこの言い方というのは、これはもうどうなにも納得できるものではありません。

まあしかし、この問題だけやっておるわけにはまいりませんので、次に土地税制の問題についてお尋ねをいたします。

今回の改正で、いわゆる優良な宅地の供給に限定をしようという文句であります。しかし、実際には、市街化調整区域のみならず、未編引きの区域にまで広くそれが対象になつていくということで、現行の四分の三の総合課税方式を二分の一の総合課税方式に緩和することになるわけですね。で、土地というきわめて公共性の高い物件の譲渡所得について著しく税負担の不公平が再び起こるんじゃないかというふうに思ふんであります。

そこで、まず第一にお尋ねしたいのは、五十一年度に税制改正で二千万円以上が本則に重課されると、四分の三の総合課税という方式になつたわけですが、この四分の三の根拠は一体何だったんですか。

○政府委員(高橋元君) いろいろな面から長期の譲渡所得の課税について議論が行われておるわけでありす。

一般の譲渡所得というのは二分の一の課税でございます。二分の一の総合課税でございます。長期譲渡の場合ですね。それが土地の場合に二分の一のいわゆる所得税法本則の譲渡所得課税が適用しなうというふうに考へました理由が幾つかございす。その一番主なものは、四十五年から行われておりました現行の土地税制の前の土地税制というものが、土地の供給促進を土地譲渡益に対する軽減によって達成しようという方針をとつてきたわけでございます。

御承知でもございしようが、一〇%、一五%、二〇%という単純比例税率にいたしました。すべて分離をいたしまして、二年ごとに税率を引き上げ

という形で供給の促進を図つてまいりました。これは供給の促進といたしましては相当に効果は上げてきたわけでございます。

その反面で土地成金が、これは税制のせいと申しますよりは当時の土地ブームのせいであつたかと思ひますが、土地成金が暴落して、その人たちの納める比例税率による土地譲渡所得の課税の税率が非常に安い。そこは税負担の公平を欠くのではないかという指摘が多うございました。

また一面で考へてみますと、土地の譲渡所得というのは、長期に持つておりました財産を売りまして一時に実現してくる。かつ、それが相当大きなロットでございすからその額が大きい。そういう意味で通常の二分の一と申しますか、そのフルの総合課税を受けるのは適当でないという考へ方もあります。反面で、これは社会開発の利益というものを受けて土地の値段は上がるわけですから、土地の譲渡所得については全額、極端な場合には一〇〇%課税していいではないかという議論もあつたわけでございます。

そういうことを五十年の税制改正をいたします際にいろいろ広く議論をしていただきまして、結局二分の一の本則課税によるものにつきまして、土地というものの国民が持つております特別の感情と申しますか、社会開発に対する利益の還元というふうな観点も入れての特別の感情でございます。そういうものも考へて、それ以上は四分の三の総合課税にするという考へ方をとつたわけでありす。

長期譲渡と申しますのは、土地の場合には昭和四十三年十二月三十一日以前から持つておりました土地でございすから、ただいまでございすればおおむね十年以上の少なくとも期間は経過しておるわけでございます。そういう長期に実現してまいつた所得の中には、確かに通常の財産の長期譲渡と同じような性質を持つ部分も全くないとは言へませんし、一方で土地というものの値上がりは、たとえば骨とう品とかそういう古い物、

単純に昔から持っておる物の処分による利益というものと同一視もできない、そこが四分の三という総合税率を設定した理由でございます。

○佐藤昭夫君　やはりたゞいまの説明でも、かつての税制改正四分の三総合税率を採用したこの根拠の重要な一つに地価の高騰、土地成金、こういうものに対する国民感情、これを考慮をしてこういう税制改正もやっただという御説明をされたわけですが、その精神、その立場に立って見て、今日、別に土地成金が来ずいぶん適正化をされてくつと激減をしてきているとか、あるいは地価高騰がおさまっているという状況でさらさらはないと思うんです。さっきも同僚委員の発言の中に「出ておったと思うんですけれども」。

ところで、今回の改正によって一体大規模土地所有者の税負担がどれくらい変わるかということ、これは私も資料要求をしたわけでありまして、けれども、それを見ますと、課税所得が優良宅地の造成等のために譲渡した長期譲渡所得のみの場合という、こういう仮定計算でありますけれども、三千万円の層が現行七百四十六万円の税負担が五百八十万円、ですからいわゆる軽減率は二・三％、四千万円の層でいきますと軽減率三・六％、五千万円の層が三四・八％軽減率、一億円の層は軽減率三七・三％ということ、これは政府側の方で試算をしていただいた数字ですけれども、やっぱりこの数字からも歴然といたしますように、明らかに大規模土地所有者の土地譲渡所得に対する税負担が累進的に軽減されるという形になっているということはもう歴然としています。そうした場合に、さっきも言明をされた国民の感情に立って、どうやってそういう不平常の姿を税制面でできる限りの措置をやるかという、この精神にまさに逆行する措置ではないかというふうに私思うんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(高橋元君)　土地の長期譲渡というものがどういう位置づけを持っておるかということでございますが、先ほど御説明申し上げませんでした、昭和四十四年一月以降取得した土地を売却

却しました場合には、総合の場合の一・〇％という税率を設けています。それから法人の土地重価、やはり同じ四十四年以降に取得した土地につきましては、特定の場合を除きまして法人税のほかに二・〇％の所得課税を行うという制度もございます。そういう短期重価、法人の土地重価という制度を残し、かつ四分の三という総合税率を原則として維持をする、その大もととは変えてないわけでありまして。

で、昨年、一昨年、二年にわたって全国の土地の譲渡につきまして課税資料をとって私も詳細に検討をいたしました。そういたしますと、土地の譲渡の中で二千万円までの比例税率部分——二・〇％部分、そこで土地を売っておられる方が全体の九割ある。そういう状況は四十九年、五十年、五十一年、五十二年と変わっておりません。

ということ、これは、比例税率の範囲で、つまり二・〇％の税率以上の四分の三総合の適用になるならば細切れにして土地を売ってしまうという傾向が出てくるのではないかと。そういうことを考えますと、やはり政策的に供給の促進を図ることが必要で、一つは公的用途の土地取得、もう一つは土地の態様からいたしまして優良な住宅地になるべき土地の取得、そういうものに対しては、そういう取得のためになされる供給につきましては限定的に、投機的な取引を一切排除して、それについては重価するという基本的な枠は守り、かつ四分の三総合というのを一般的に残しまして、長期譲渡についてだけ一定の税負担の軽減をやるということが必要であり適当であるという考え方に立って、たゞいまの御提案をいたしておるわけでございます。

土地の税負担が、大規模になればなるほど下がっていくではないかということでございますが、これは五十一年でございまして、たしか東京都新財源構想研究会がグラフを出されまして、五十年分の所得税は二千四百万のころを頂点にして税負担率が下がっていく。これは累進を生命としておる所得税にとって非常におかしいのではない

かという指摘がありました。それは、五十二年につきましては累進的な構造をそのまま保っておりまして、今回の優良住宅地の供給をやって、そのために二分の一、四千万円まで二・〇％という税負担が適用されたというふうに仮定いたしました場合でも、申告所得の累進性というものは失われないうこととございまして。たとえば、八千万の方にとつては四二・八％という税負担率は保たれるということとございまして。

○佐藤昭夫君　私が言っていましたのは、税負担率が大規模所有者ほど、税負担率の軽減率が大幅に土地所有者ほど一層大きな軽減率になっていくという形になっているんじゃないかということ、指摘をされているわけですが、まあそれに対しての御説明としては、それが何らかの宅地供給促進に役立つものでありましようということでありまして、先ほどの矢追委員の質問に対する国土庁の方でしたか、答弁でも、いや、それはなかなか数字をもっては示したいんですという話なんですけれども、本当に宅地供給促進の問題であれば、私も、もとと根本問題があるだろうと。今日、大手の不動産業者が保有をしておる膨大な土地、これをどうやって本当に国民の立場に立って有効に利用をしていくか、それを放出をさせるかということが何と云うたって先決だろうと思うんです。

で、これ建設省からこういう印刷物が出ていますけれども、昨年の十一月に発表された「不動産実態調査結果報告」というこの報告書が出ています。この中で、ここでも不動産業者が保有をしておる販売用土地は全国で約十六万ヘクタール、三大都市圏だけで四万ヘクタールあると、しかもその中のかんりの部分が転売を目的として、未利用、未着手のまま放置されていることがこの報告書の中でも記載をされているわけです。

一方、建設省の第三期住宅建設五カ年計画によりますと、五カ年間で今後全国で六万六千ヘクタール、三大都市圏で四万四千ヘクタールの宅地供給が必要だということになっているわけですが、

けれども、こうなりますと、かなりの部分は今日未利用のまま不動産業者が抱え込んでおる土地を、これを有効に使うことによって相当の部分を供給することができるといふ数字の関係になると思うんです。

ところで例の国土利用計画法、昭和四十九年に制定されましたけれども、この法律では、取得して三年たつて本来の用途に充てられていない場合には、遊休土地の指定を行って適切な利用を勧告することができ、こういう法文上の規定が明確にあるわけですが、ところがこの四十九年、この計画法が施行後、そういう措置がとられたという例を私、耳にしたことがありません。こうした点で、政府みずからの調査によっても、先ほど申しましたような明らかな問題でありますし、まあいわばもっぱら転売の目的でということとは明らかに、何が目指されているかということとは明らかだと思っております。そういう転売の目的で大量の土地を未利用のまま抱え込んでおる。この実態に対して、本当に宅地供給の促進のためにというのであれば、この問題をこそ、この計画法の規定も運用をして、法律に基づく勧告など適正な措置をしつかりとすることが今日必要じゃないか、このことこそ大事でないかというふうに思うんですけれども、どうですか。

○説明員(佐藤和男君)　お答えいたします。

お尋ねの国土利用計画法のいわゆる遊休土地制度でございますが、先いまいまほどおっしゃいましたように、この法律の二十八条以下において定められております。このいわゆる本則、遊休地の制度は現在では法律の第二十三条の規定によりまして届け出をされた土地に關して、したがって市街化区域でございまして二千平米以上という一定規模の土地でございまして、この届け出された土地が取得後三年経過しても未利用の状態にある。したがって、法律の施行が四十九年十二月でございまして、実際にこの規定が現実に動き出したのは五十年の初頭からでございます。かつ、そのような三年間の未利用な状態にあつて、そういう

土地に關して都道府県知事が特にこれは利用促進をしなければならぬという土地に關してこの規定が動くわけでございます。

もう一つ、国土利用計画法におきましては、その附則におきまして、法律の施行の際に昭和四十四年一月一日以降取得した土地に関してやや類地の遊休土地制度を設けてございまして、これは法律の施行後二年間に所要の措置をとるようという規定でございましたので、私どももいたしましては、都道府県知事を督促いたしまして、五十一年の末に遊休土地制度の指定を全国で八百二十九ヘクタールに関して行つてございます。こちらの方は、その後法律の規定に基づいて利用計画等が出てまいりまして、一部については公共用地としての買い上げを行つております。

したかいますて、お尋ねの国土利用計画法の原則の規定に關しましてはいまほど申したようなこととでございますが、建設省の方の不動産業実態調査報告自体は、このいまほどおっしゃいました数値はその取得の時期が明らかにされてございます。したがって四十四年前か、ないしは国土法施行後のものかどうかというのはつまびらかではございませんが、私どもの方で企業の土地調査という形でやや類地の調査をしておりますことから推測しますと、四十九年以降の取得土地というのは余り多くございません。

それからもう一つ問題なのは、このような十六万ヘクタールと、こうおっしゃいました販売土地の所在の問題でございます。これはこの調査結果にも一部載っておりますように、市街化区域に布存するものは余り多くない。たとえばこの調査では二万七千ヘクタール、一七％というような……

○佐藤昭夫君　それでどうするのですか。私の質問しておることに對しては。

○説明員(佐藤和男)　そういう事情でございますので、私どもといたしましては国土利用計画法の届け出に当たった事案に関しては、常時都道府県知事がその後の利用目的に従った調査をしているかどうかというのを調査してございませう。

て、それによりますと、現在までのところ本法の規定に基づく遊休地の指定を行うべき事案には当たっていないというのが現在までの調査報告でございます。今後、国土法に關しましては当然のことながら、現在行っております実態調査は常時継続いたしましたしまして、必要な場合に所要の適切な措置をとるということとは十分今後とも努めてまいるのでございます。

○佐藤昭夫君　いろいろ長い答弁をされましたけれども、とても納得できません。

第一この実態調査についてその取得をされておる土地がどの年度から取得をされたのか、それともよくわかりません。しかし、そんなこと言つたつて實際一つ一つ調べるときにはそのことはわかつてゐるはずですよ。そんな論法が、こういう形で政府で責任を持った調査報告書がこれが報告として出されるの中で、そんな言い逃れというのには許されないと思うんです。しかも前段では、いゝわば知事がしっかりとせぬから悪いのだというよう

な、そこに何か責任転嫁をするような言い方もされておる。私は納得できません。次回、二十九日に最終質問の機会もありますし、特にこの土地政策の問題は政府としてもかなり重要な問題だということのみずからも言ってきた。こういうことで、もう一回総理出席の場で、本当に今日膨大な土地が遊休土地として放置をされておる。見たらもうわかるんですよ、国民は、何やかやと理屈つけようとも、国民は現に目の前で見ていますか。

ら。この問題を一体どうするのか、せつかく国士利用計画法という法律のある、ここを運用すればいろいろの有効な手が打てるじゃないかというのはいきなり國民は思っている。このことについて一政府はどうするのかということと二十九日もう一遍聞きますから、大蔵大臣も總理によく伝えてもらつて、積極的な答弁がしてもらえるように相談をしておいてください。

時間がありませんから次の問題へ進みます。

医師税制の問題でありますが、まあ衆議院の蔵委員会でも医師税制の合理的なあり方について

いろいろな議論が行われ、衆議院論議の最終段階で大臣、総理としても今後も適宜必要な見直しをやつてまいりますと、こういう答弁もなされましたし、今後の改善方向についての附帯決議も衆議院の委員会で行われたということになっておりますが、わが党としては、御存じと思ひますけれども、さきに三月の二日に開業医税制の是正を含む医療制度全体の改革についての幾つかの提言的政策を発表してまいりましたけれども、その中で、いわゆる診療報酬の改善の問題とあわせて、問題の開業医税制については次の三つの観点が必要だろうということを提言をしております。

一つは、必要経費の算定方法をいわゆる概算控除方式、こういうやり方ではなくて実額経費を控除するという方式に改めるべきだ。

二番目には、医師個人の所得と医療経営の所得とを区分をして、個人の所得については一般の勤労者並みの課税方式、これと同様の課税をやつていく。

三つ目には、医療経営に対する課税のやり方として、一つはその医療の公共性を確保をしていく、同時に、今日開業医の人たちも含めて地域医療にもっと積極的、意欲的に取り組めるような、そういう立場から、医療経営の課税のやり方としては一定の軽減措置を行う必要があるだろうという、三つの立場で提言をしているわけでありますけれども、そうした点で幾つか御質問いたしたいと思ひます。

で、さっきも必要経費率をどう見るのかということでの質問も出ておりましたけれども、今回政府提案の五段階案というのは、言ってみればお医者さんの収入がふえればふえるほどそれに相比例をして必要経費率は高くなっていくんですというのが今度の五段階方式の考え方になっていと思うんですけれども、果たして実際はそうなんだろうとかどうか、これは保険医関係の団体の方々からも数字をもとにした意見が出されておるのほうも当局御存じだと思いますけれども、収入がふえますと、規模が大きくなりますと必要経費率は一た

んは少なくなるけれども、しかし、大体五千万円以上になっていきますとまた逆カーブになって必要経費率はふえていく。というのは、大きな規模の病院になりますといろいろな人員の面でも設備の面でも、それにふさわしい体制をとらなくちゃならぬ、それがまたいわば病院としての社会的責務にもなってくるということから出されておる問題ですけれども、現にこの一億円以上の医療機関について見ますと、六三・五%が青色を採用している、四三・二%が二十六条方式を使ってない、と、こういう点で、いわば現行の七二%、これでも実際の必要経費の実情に合っていないんだというのが、この数字にも一つの反映が出ていると思うんです。こうした点で、今度のこの五段階方式の考え方をめぐって、これが実態に合っているというふうに考えておられるのかどうか、この点まずお尋ねをしたい。

○政府委員(高橋元君) 医療の、社会保険診療報酬の収入が多ければ多いほど規模の利益が働いて経費が逡減的になると、それをこういう今度の概算経費率の五段階の組み合わせで、それに即した概算経費率にしたのかという趣旨の御質問かと思ひますが、私どもはそう思っておりません。先ほどもほかの委員にお答えを申し上げておつたことですが、私どもは五二％の経費率というものが実績にきわめて近いものだといふふうに思っておりますが、収入の少ない方、収入の多い方、両端では経費率がむしろ高くなるという傾向にある、そういうことをはっきり認識した上で御提案をしているわけであります。

と申しますのは、五千万円以上の社会保険診療報酬の部分につきましては実額に近い五二％の概算経費率にいたしますと、これが今回の御提案の基本であります。ただし、地域の診療に、大都市といえ僻地といえ、それぞれ従事しておられる、そういった社会保険医の日夜を分かつたない公共性に対する配慮として、四千万から五千万の部分については五七％、それから三千万から四千万の部分については六二％、二千五百万から三千万の部分

分については七〇%、二千五百万までは七二%と、いわば特例経費を認めるという組み合わせをしておられるわけであり。こういう形で社会保険診療報酬の収入のある、つまり社会保険医として活動しておられるそういった医業の方々の公共性についての配慮と、実際に近い概算経費率の法定と、この二つの組み合わせをしたと、そういうふうな考えでございまして、決してその経費が異なしていくと申しますか、収入の増加に応じて所得率が上がっていくという形を考えて、こういう概算経費率を設けているわけではないのでございます。

○佐藤昭夫君 わかりました。

そうすると、今回の考え方というのは、そういう収入がふえればふえるほど経費率が低下していくという、そういう単純な考え方をとったのではないと、五二%をいわばこの経費率の最低として保障をして、収入が低いお医者さんについては公共性を保障するためにさらに特別措置を講ずると、こういう考え方なんだというものでありますけれども、その根拠というのが、先ほど来言われている会計検査院の五二%という、これがよりどころで出てきているということですね。

そうしますと、実はこの会計検査院の五二%というのは、私もいろいろ調べてみたんですけれども、収入一千万円以上のお医者さん五千三百七十七人、そのうちで経費が七二%未満の人三千八百十九人、この中で収支が明らかで千六百九十六人、これを選び出して、この平均をとって五二%と、こういう算定がやられておられるわけです。そうしますと、結局収入一千万円以上の人の七二%、このさらに四四%、ですから結局三割程度をもってこれが平均値だと、こういう実は会計検査院の計算のやり方になっている。こういう点で、これが本当に合理的科学的な検査院の数字のほじき方だというふうには私は決して言えぬと思うんです。

問題は、お医者さんを、さつきからお話出ていますように、五段階とはいえ一定のゾーンを一律の数字でくくってしまうと、こういうやり方というのは、その中にはお医者さんの経営については

さまざまあるわけですから、当然そのことに伴ってのいろんな不満がわんさと出てくる。同時に国民にとっても何かもう一つすっきりしない。こういう状況がいま今回のこの政府提案をめぐっていろいろ出ているという問題だと思ふんです。お医者さんにも不満があるし国民もすっきりしない。一番すっきりさせようと思えば、こういうやり方ではないですか。本当に実際に支出をせられた必要経費、これをもとにしてそれを控除すると、このやり方で税を適用していくという、こういうやり方がなぜとれないのか。

そうすると、いろいろ税の計算実務が複雑になつてお医者さんが御迷惑をされるだらうからというところが次の答えとして出てくるかと思ふますけれども、これはいろいろのやり方の工夫はあると思ふんです。必要経費の中の大きな部分を占める、たとえば人件費とか薬剤費とか検査料とか、あるいは備品の関係の減価償却とか、こういうものは実額計上をする、あとのものについては概算計算で出すというやり方をすれば、ずいぶん簡便な方法で、しかしほぼ実際に支出をした実額に近い必要経費を割り出せると、これをまたにして税制を適用していくと、こういうやり方というものはやろうと思えばやれることじゃないか、ぜひともこの方向を検討すべきじゃないかというふうに思いますが、どうですか。

○政府委員(高橋元君) 会計検査院の検査の対象になりましたのが所得一千万円以上の五千三百七十二人という方であることはそのとおりでございます。ただ、私どもが五二%の経費率を概算経費率として実態にきわめて近いものというふうに申し上げておりますのは、決して会計検査院の資料だけをよりどころにしておるわけじゃございませんで、先ほどもお答え申し上げておりましたように、税務資料から、いろいろの階層を通じて、各科を通じて、これは七二%の特例を適用しておられる医業の方々だけを取り出して推計をしてみますと、やはり五二%というのが実際の概算経費率である、そういう考え方でやっておるわけでございます。

さまたまあるわけですから、当然そのことに伴ってのいろんな不満がわんさと出てくる。同時に国民にとっても何かもう一つすっきりしない。こういう状況がいま今回のこの政府提案をめぐっていろいろ出ているという問題だと思ふんです。お医者さんにも不満があるし国民もすっきりしない。一番すっきりさせようと思えば、こういうやり方ではないですか。本当に実際に支出をせられた必要経費、これをもとにしてそれを控除すると、このやり方で税を適用していくという、こういうやり方がなぜとれないのか。

ます。

で、社会保険の診療報酬の七二%の特例、今回改められまして五段階の特例ということになるわけでございますが、そういうものは、適用するのしなやかさはもちろん御本人の選択でございますから、先ほども委員からお話のございましたように、比較的收入が大きくて経営の規模の大きい方には、概して言えば七二%の特例適用をしておられない、青色申告の方でも三割の方は特例適用をしておられないわけでございます。そういう平均が五二であるから個々のお医者さんが全部五二であるというにはならないので、そこはやはり分散というものがございまして、その中をどう処理していくかというのを考えました際に、私どもは社会保険医の公共性なり社会保険医の活動の確保という意味で、先ほどから申し上げております五段階の組み合わせという形で中小の規模の社会保険医の活動が十分の中で可能であるというふうな考へるわけでありまして、非常にすっきりしないではないかと仰せがおりますけれども、私どもとしては、五二%の概算経費率を基本とするいまの制度に社会保険医の公共性に配慮した特別控除を組み合わせる現在御提案申し上げておる新しい措置法の二十六条の規定というものは十分かなっているというふうに考へておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 どうもいまの説明ではまだ納得できません。で、そういう大蔵省、国税庁の当局でいろいろ調査を行った、それでも五二%がほぼ妥当だという根拠を得ていますということであれば、一遍ちよつとその根拠資料を、次回二十九日の質問とも関係がありますから、それをぜひ私のもとに提示をしていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○政府委員(高橋元君) この調査と申しますか、課税資料からの推計は、いろいろの意味で制約があるわけでございます。一つは青色申告ないし白色申告で自主計算を出していただくという方……

○佐藤昭夫君 いやいや、ちよつと資料を見せてもらえませんか。

○政府委員(高橋元君) そういう方々を母体として推計しておるわけでございますから、全医療の方についてどうかというところになりますと、これを公表した場合に、かえって先ほどからおっしゃるすっきりしないというふうな議論に対して、そういう御懸念に対して問題を起こすんではないかというふうな考へますので、現段階で資料を公表することには差し控えていただきたいたいというふうに考へておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 おかしいじゃないですか。会計検査院の報告が根拠かと聞けば、いやそうでありません、大蔵省、国税庁でもちゃんと独自の調査をやつて、大体そういう根拠を得ています。であればそれを一遍判断の資料として見せてくださいと言つたら、いやそれはいろいろの限られたあれでというこで見るほどのものではないと……ということ、そんなばかにした話ないじゃないですか。出してください。もう返事求めませんけれども、二十九日までに出してもらわぬことには、それが政府の提案の理由だと言ふんです。と、出さないよ。なぜ出せないんですか。というところで大臣、強く要求しておきます。二十九日に間に合うように出してください。

もう一つの問題は、開業医の課税の対象とする所得を、お医者さん個人の、言うなら院長さん初めとする個人の所得とそれから医療経営の所得とを分離をして、それぞれにそれぞれの方式による課税をやつていくという、この形をとると……のが本当にすっきりして国民にわかりやすいんじゃないかと。いろんな疑惑を呼ぶ源がそれによつて除かれるわけだし、同時にそうすることによつて、どんなり勘定じゃなくて医療経営の近代化、合理化にもそれが役立つんじゃないかというふうな考へておるんですけれども、この点どうですか。

○政府委員(高橋元君) 院長所得と申しますか、個人所得と医療の所得とを分けるということは、

そのねらいはお医者さんの高度の専門性にふさわしい十分な労働報酬を給与所得として認めるということかと存じます。そういう制度としては、現在みなし法人制度というものが租税特別措置法の中にございまして、現に医療保健業の中でみなし法人課税を選択しておられる方が、大体私のおいでの一定の範囲で調べたところでも五割ぐらいいでのになるわけでございます。そういう形で、いわゆる普通の商売で申せば表と裏というものを分けて、お店と裏というものを分けて、それぞれの経営の実態を明らかにするということ制度はすでに開かれておるといふふうに私は考えております。

○佐藤昭夫君 みなし法人制度を活用すればということでありますが、しかし、この制度自身がずいぶんいろんな弱点といえますが、制約があるわけですね。たとえば、事業主報酬については事前の届け出制だ。年間の中途で収入がふえた場合にはこれは決算の段階で重加算税が課せられるということとか、それから事業主所得と配当所得と別個に分離して別個の課税が行われる。こういうことで、果たしてこういう配当所得というようなのがお医者さんの経営になじむ制度なのか、もちろん計算上のことではあるけれども、ということでは、したがって大要評判が悪くて、このみなし法人制度というのは現在お医者さんの中で普及率は三、四％にすぎないという状況になっている。ですから、この制度を利用、活用しなさいということでは本当にすっきりした解決にならぬと思うんです。どうしてもそういうお医者さん個人の所得と経営所得と分離してそれぞれの方で課税をやるといふやり方が本当にすっきりした方向になつていくんじゃないかというふうに私は思っています。

それから、もう一つの問題として、そういう分離した上での医療経営が、これが公共性が確保され、また地域医療にも積極的に取り組めるような、そういう体制をどうつくっていくかということとで、特別控除制度を導入すべきじゃないかというふうに考えるんですが、これは現行、他の公益

法人、これはいろいろと法人税率が普通法人よりもずいぶん軽減をされてますね。当然こういう医療経営についても、もちろんこれは一人法人、これも積極的に検討をしようというすでに経理の衆議院の段階での答弁も行われていたから、そのことも含めて、一人法人も認めていくということも含めてという話ですけれども、そういう上での個人の所得と経営所得とを分離した上で経営所得に對しての特別控除制度をつくるというこの問題について積極的に考えてもらふ必要があるんじゃないかというふうに思っています。

○政府委員(高橋元君) 事業経営の部分とそれからそれに従事しておられる事業主本人の部分と分けまして課税する方法としては、ずいぶん長い間の検討の結果、現在のみなし法人という制度以上のものは考えられないという結論になっておるわけでございます。

いまの佐藤委員のお尋ねは、たとえば個人について、それは個人の家族であり、片一方はみなし留保である、そういう所得区分をつくらうかどうかということかと思いますが、個人財産、結局それは課税後は財産ないし支出となるわけでございますが、みなし留保というようものを個人の所得の中に設けるということになりますと、実態としてみなし留保なのかその事業主の所得なのか、そこを区分していくことはできなくなってしまう。そうすると、どうしても全部が配当として個人に帰属したものと想定をとりません限りは、所得についてのいわゆる経営と裏と申しますか、家計との分離ということではできないんではないかと思ひます。

ございますが、私どもは、個人形態であれば所得税、法人形態であれば法人税ということでございまして、その中間としてのみなし法人課税というもののにつきましても、現行の税制が長い間の検討の結果できたぎりぎりのものであるというふうに考えております。

なお、公益法人課税をしたらどうかというお話もございまして。医療が公益性を持つていたことは申すまでもないわけでございますけれども、それが直ちに公益法人ということになるかどうかは、出資された財産の帰属がどうなるか、その経営についての配当の制限がどうなるか等々の事柄、それからその経営にどこまで個人的な関与ができるか、そういうことの組み合わせで判断されるべきこととございまして、医療の公共性即公益法人という形には私どもはならないというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 どうも局長は問題のところが、せっかく衆議院でも参議院でもこれだけの議論がやられていてるんですけれども、どうも考え方が積極的でないという感じがしてならぬわけですね。

どうですか大臣、まあいろいろ申し上げました。時間の関係で、もう少しこの医師税制の関係でお尋ねしたい問題も幾つかあったんですが、たとえば医療法人の場合には他の法人に比べますと、さっきの引当金問題じゃないですけども、準備金や引当金の制度については非常に不備ですね。ほかの企業の場合にはいろんな準備金、引当金制度が認められていて、ところが医療法人の場合にはほとんどないという問題とか、相続税問題についてはほとんどないという問題とか、相続税問題については農地や幼稚園を相続する場合に税の猶予措置があるのと、ところが病院を、お医者さんを継いでそういう措置がないということ、もつと全般にわたって本当にお医者さんが医療の公共性を保障され、本当に国民の医療を守るために責務が果たせるような、その問題を税制面でもっとと多面的にどう考えるかというのを考えるべき時期へ来ていられると思ひます。そうした点で、ぜひ

ひとつもそういう総合的見地に立つて前向き方向で検討をやってもらいたいというふうに思ひますが、大臣どうでしょう。

○國務大臣(金子一平君) お医者様の法人成りの問題につきましても、これは大蔵省だけで決められる問題じゃなくて、厚生省が医療法人として果たして一人法人を認めるかどうかという医療法の基本に関する問題でございまして、論議は差し控えていた方がいいと思ひます。一人でも法人認めようというところだったら、私どもはその制度の上に乗っかって課税の方は考えていくということを先ほども申し上げたばかりでございます。

ただ、いま御指摘の相続税の問題、その他の、あなたの方の党からいろいろ御提言をいただいておりますが、結局これは一つはいろんな業態とのバランスの問題がある、公平をいかにして維持するかという問題に帰着するわけでございます。まして、たとえば床屋さんでもふる屋さんでも、個人で営業している場合に、農家だけ特別に見ておいて、おれのとこはどうして認めないんだというような話をいま伺つておる最中でございます。お医者様だけというわけにいかないんで、その場合には、そういう一定の施設を持っている人、大きな施設がある人の場合の相続税をどうするかということ、難関に達着しているわけでございます。

農家についてああいふ制度をとりました理由は御承知のことでございますから申し上げませんが、その他もろもろの点につきましても、広い立場から、一面においては各業種間の公平の確保という点を考えなきゃいけませんし、一面においてはその仕事の公共性ということも考えなければいけませんし、十分これからも研究していただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 それで、時間残り少なくなりましたけれども、最後の問題として税務行政の中の一つとしての国税職員待遇、労働条件の改善の問題についてあとちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

この問題は、言うまでもありませんが、国民本位の税制をつくり上げていく上で、言うなら大企業に偏った不公平税制をどう是正するかという問題と、それから税務職員が職場において自由闊達で、本心に團結協力をして仕事をやれるという体制をつくるかという問題は車の両輪の問題だといふふうに思ふんですが、ところが、現実には職場では全国税組合員に対するいろんな待遇面の不当な差別、圧迫がいまでも続いているんじゃないかといふふうに思ふんです。例の特別昇給問題、それから昇格の問題、こうした問題についても、すでに国会でも何回か議論に上つて、昭和五十年の二月に衆議院の大蔵委員会で、当時の国税庁次長をなさつていた磯邊さん、当時の磯邊さんの答弁として、そういう組合員であるかないか、所属組合がどの組合かというそのいかに問わず、差別というのは好ましくないから、そういうのは是正したいと思ふますという答弁、積極答弁が行われてまして、それを受けて五十年の七月の定期異動に一定の手直しが行われたということも私も認めております。

しかし、依然として問題が残つておるといふことで、実はもう時間ありませんから逐一触れられませんが、きのう政府の方にお聞きをしましたら十分な数の把握はできてないといふことでありますので、私の方で調べました、特別昇給の面で依然全国税組合員の人が差別を受けているんじゃないか、昇格の問題についても同様のことが起こつていないんじゃないかといふことを数字をもとにした事実を提起しております。

それからもう一つは、職場での定員不足に伴う労働強化からいわゆる持ち帰り業務、職場を出てから自宅とかそういうところへ持ち帰り業務というものが年々ふえているんじゃないかといふことで、これは去年の当委員会で、例の国民金融公庫の業務の実態について、進学ローンの法案にかかわつていろいろ議論になつて、こういうのは本心に公共的な仕事をしていく上で好ましくないといふことで、これを正そうという方向が答弁でも出

されましたし、委員会としても附帯決議をつくつたといふことでありますが、こうした点で、特別昇給問題、昇格の問題、それから持ち帰り労働をなくすために定員増という措置も含めて事態の改善をやる、こういう問題についてどう御見解か、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(米山武政君) 第一の点でございますが、御承知のように、公務員法で組合の所属のいかんによつて人事上の差別をするといふことは禁じられております。またそうでなくとも、私もこれはやはりどの組合に属するが、これ一生懸命日常税務の職場で仕事をしていただいている職員でございますので、こういう問題について私どもは特別昇給もしくは昇格その他の人事上の処遇について差別を行う考えは全然持っておりません。五十年に国税庁の前の次長、その当時の次長が答へになつたその趣旨は、現在でもわれわれはそのつもりでやつていっているつもりでございます。

それから、第二の持ち帰り仕事の問題でございますが、これ確かに定員不足、納税者の激増というようなことで税務の職場非常に忙しくなつております。ただその忙しさを税務職員の負担の増といふことへ求めるのは適當でないと私も考へておりまして、いろいろの施策を講じているわけでございまして、事務計画を策定する際にも、超過勤務とかを組み入れたらあるいは年次休暇を削るというようなことはいたしております。それから、もちろん持ち帰り仕事を命ずるようなことはございしません。

ただ、持ち帰り仕事というのを一切これは禁止しろといふようなことでございまして、やはり個人で非常に向上心がある人が家で調べ物をしたいとか、あるいはたまたま何らかの事情で出張から帰つて来て家で整理するといふようなことも間々あると思ひますが、しかし、私もそれはそういうことはなるべく少なくするように、事務計画、それから日常の幹部の指導等を通じてできるだけそういうことはしないようにと、こういうふうに指導してまいりたいと、現在指導しておりますし、今

後も指導してまいるつもりでございます。

○佐藤昭夫君 もう一言だけ。

前段の特別昇給昇格の問題で非常に積極的な答弁がされたので了とするわけですけれども、ぜひこの場だけの答弁にならぬように念を押してお願ひをするわけですけれども、ことしも早晩七月の定期異動期、これが一つの時期だと思ひますけれども、この段階で、きのう数字をもつて提示もしておりますから、あれをよく御検討願つて、事態の改善のためにひとつ鋭意積極的な努力をやっていただくといいことを重ねてお願いをしておきたいと思ひますし、それから持ち帰り業務の問題については、やっぱりこれは基本的には持ち帰り業務というのはあつてはならぬと思ふんです。というのは、特に国税職員の場合、当局、皆さん方もおっしゃる通りに守秘義務といふことが——この守秘義務の内容の解釈については私も少し見解があります。ありますけれども、当局も守秘義務といふことをこつとに強調される。そういう場合に、いろんな税務調査の關係の仕事の書類を自宅などに持つて帰つて仕事をやるという点については、これはいかなるものかといふ点で、やっぱり基本的にこれはなくす、そのために必要な定員増等の措置を積極的に図るという考へ方でやつてもらふ必要があるといふことを最後に意見として申し上げておきます。

終わります。

○委員長(坂野重信君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は明二十三日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

昭和五十四年四月十一日印刷

昭和五十四年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局